

平成19年3月1日（木曜日）第1号

○議事日程	13頁
○本日の会議に付した事件	15頁
○出席議員	17頁
○欠席議員	18頁
○説明のため出席した者	18頁
○職務のため出席した事務局職員	19頁
○開会宣告	20頁
○開議宣告	21頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	21頁
○日程第 2 会期の決定	21頁
○日程第 3 議案第 2号から 日程第6 2 議案第6 1号まで	21頁
○日程追加の議決	21頁
○日程第 3 議案第 2号から 追加日程 議案第6 2号まで	22頁
○先議の議決	30頁
○委員会付託省略の議決	30頁
○助役就任あいさつ	31頁
○休会の件	31頁
○散会宣告	32頁

平成19年3月5日（月曜日）第2号

○議事日程	33頁
○本日の会議に付した事件	33頁
○出席議員	33頁
○欠席議員	33頁
○説明のため出席した者	33頁
○職務のため出席した事務局職員	35頁
○開議宣告	36頁
○日程第 1 一般質問 11番 平山秀直議員	36頁

15番 松野武司議員	46頁
1番 花田進議員	56頁
5番 伊藤永慈議員	66頁
21番 阿部春市議員	71頁
○散会宣告	80頁

平成19年3月6日（火曜日）第3号

○議事日程	83頁
○本日の会議に付した事件	83頁
○出席議員	83頁
○欠席議員	83頁
○説明のため出席した者	83頁
○職務のため出席した事務局職員	85頁
○開議宣告	86頁
○日程第1 一般質問	86頁
23番 福士寛美議員	86頁
2番 井上浩議員	95頁
○散会宣告	107頁

平成19年3月7日（水曜日）第4号

○議事日程	109頁
○本日の会議に付した事件	109頁
○出席議員	109頁
○欠席議員	109頁
○説明のため出席した者	109頁
○職務のため出席した事務局職員	111頁
○開議宣告	112頁
○日程第1 議案第2号から議案第61号まで	112頁
○休会の件	112頁
○散会宣告	113頁

平成19年3月15日（木曜日）第5号

○議事日程	115頁
○本日の会議に付した事件	117頁
○出席議員	120頁
○欠席議員	120頁
○説明のため出席した者	120頁
○職務のため出席した事務局職員	122頁
○開議宣告	123頁
○日程第 1 議案第 2号から	
日程第 16 議案第 52号まで	123頁
○日程第 17 議案第 50号から	
日程第 19 議案第 54号まで	126頁
○日程第 20 議案第 34号から	
日程第 27 請願第 1号まで	127頁
○日程第 28 議案第 35号から	
日程第 35 議案第 61号まで	130頁
○日程第 36 議案第 3号から	
日程第 61 議案第 28号まで	132頁
○日程第 62 議案第 63号から	
日程第 64 議案第 65号まで	134頁
○委員会付託省略の議決	135頁
○日程追加の議決	137頁
○追加日程 議員辞職の件	137頁
○市長あいさつ	138頁
○閉会宣告	140頁

平成19年五所川原市議会第2回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成19年3月1日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 3号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 5 議案第 4号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 6 議案第 5号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 7 議案第 6号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第 7号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第 9 議案第 8号 平成18年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第10 議案第 9号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第11 議案第10号 平成19年度五所川原市一般会計予算
- 第12 議案第11号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第13 議案第12号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第14 議案第13号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第15 議案第14号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第16 議案第15号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第19号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第21 議案第20号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第22 議案第21号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第24 議案第23号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計予算

- 第25 議案第24号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第26 議案第25号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成19年度五所川原市病院事業会計予算
- 第28 議案第27号 平成19年度五所川原市水道事業会計予算
- 第29 議案第28号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第30 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例案
- 第31 議案第30号 五所川原市副市長の定数を定める条例案
- 第32 議案第31号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例案
- 第33 議案第32号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例案
- 第34 議案第33号 五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例案
- 第35 議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例案
- 第36 議案第35号 五所川原市駐車場設置条例案
- 第37 議案第36号 五所川原市部設置条例の一部を改正する条例案
- 第38 議案第37号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第39 議案第38号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第40 議案第39号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例案
- 第41 議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第42 議案第41号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例案
- 第43 議案第42号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第44 議案第43号 五所川原市教職員住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第45 議案第44号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第46 議案第45号 五所川原市保育所における費用の支弁条例の一部を改正する条
例案
- 第47 議案第46号 五所川原市立保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第48 議案第47号 五所川原市子宝祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第49 議案第48号 五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例案
- 第50 議案第49号 五所川原市ペット火葬場設置条例の一部を改正する条例案

- 第51 議案第50号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
 - 第52 議案第51号 五所川原市立高等看護学院設置条例の一部を改正する条例案
 - 第53 議案第52号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する
条例案
 - 第54 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館）
 - 第55 議案第54号 町の区域の変更について
 - 第56 議案第55号 市道路線の廃止について
 - 第57 議案第56号 市道路線の廃止について
 - 第58 議案第57号 市道路線の認定について
 - 第59 議案第58号 市道路線の認定について
 - 第60 議案第59号 市道路線の認定について
 - 第61 議案第60号 市道路線の認定について
 - 第62 議案第61号 市道路線の認定について
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 3号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 5 議案第 4号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算
- 第 6 議案第 5号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 7 議案第 6号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第 7号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第 9 議案第 8号 平成18年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第10 議案第 9号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第11 議案第10号 平成19年度五所川原市一般会計予算
- 第12 議案第11号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第13 議案第12号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会
計予算
- 第14 議案第13号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会
計予算

- 第15 議案第14号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第16 議案第15号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 第20 議案第19号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第21 議案第20号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第22 議案第21号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第24 議案第23号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第25 議案第24号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第26 議案第25号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成19年度五所川原市病院事業会計予算
- 第28 議案第27号 平成19年度五所川原市水道事業会計予算
- 第29 議案第28号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第30 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例案
- 第31 議案第30号 五所川原市副市長の定数を定める条例案
- 第32 議案第31号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例案
- 第33 議案第32号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例案
- 第34 議案第33号 五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例案
- 第35 議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例案
- 第36 議案第35号 五所川原市駐車場設置条例案
- 第37 議案第36号 五所川原市部設置条例の一部を改正する条例案
- 第38 議案第37号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第39 議案第38号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第40 議案第39号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例案
- 第41 議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第42 議案第41号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

条例案

- 第43 議案第42号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
第44 議案第43号 五所川原市教職員住宅設置条例の一部を改正する条例案
第45 議案第44号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
第46 議案第45号 五所川原市保育所における費用の支弁条例の一部を改正する条例案
第47 議案第46号 五所川原市立保育所設置条例の一部を改正する条例案
第48 議案第47号 五所川原市子宝祝金支給条例の一部を改正する条例案
第49 議案第48号 五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
第50 議案第49号 五所川原市ペット火葬場設置条例の一部を改正する条例案
第51 議案第50号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
第52 議案第51号 五所川原市立高等看護学院設置条例の一部を改正する条例案
第53 議案第52号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案
第54 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館）
第55 議案第54号 町の区域の変更について
第56 議案第55号 市道路線の廃止について
第57 議案第56号 市道路線の廃止について
第58 議案第57号 市道路線の認定について
第59 議案第58号 市道路線の認定について
第60 議案第59号 市道路線の認定について
第61 議案第60号 市道路線の認定について
第62 議案第61号 市道路線の認定について
追加日程 議案第62号 助役の選任について

◎出席議員（30名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	山田	善治	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	伊藤	永慈	議員	6番	吉岡	良浩	議員
7番	成田	和美	議員	8番	鳴海	初男	議員
9番	古川	幸治	議員	10番	高杉	利彦	議員

11番	平山秀直	議員	12番	木村博	議員
13番	田中賢一	議員	14番	山口孝夫	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	秋元洋子	議員	18番	寺田達也	議員
19番	稲葉好彦	議員	20番	磯邊勇司	議員
21番	阿部春市	議員	22番	桑田茂	議員
23番	福士寛美	議員	24番	木村清一	議員
25番	野呂國四郎	議員	26番	加藤磐	議員
27番	三潟春樹	議員	28番	川浪茂浩	議員
29番	工藤武則	議員	30番	葛西収三	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	平山誠敏
助役	山田晴雄
収入役	鳴海義男
財政部長	三上裕行
民生部長	木村一善
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志
建設部長	三橋俊一
行財政改革推進監	越前正一
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院事務局長	蒔田弘次
水道事業所長	須郷純彦
教育委員長	阿部育也
教育長	
職務代理者	葛西皓
教育部長	

監査委員	大野欽也
監査委員局長	高橋俊昭
選挙管理委員会 委員長	平野光雄
選挙管理委員会 事務局長	木村隆一
農業委員会 委員長	太田昭市
農業委員局長	鈴木正徳
総務課長	高橋勇公
財政課長	高工藤勝子
企画課長	岩川静子
市民課長	春藤光正
保護福祉課長	須藤久男
農政課長	須島谷淳
土木課長	白戸幸一
会計課長	関秀三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	前田晃
議事係長	小林耕正
議事係主査	飛鳥順一

午前10時12分 開会

◎開会宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。

これより平成19年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

○議長（齊藤一郎） 議事に入る前に市長より報告があります。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

貴重なお時間を拝借いたしまして市民各位並びに議員各位に対し取り急ぎおわびと御報告を申し上げます。

皆様におかれましては、報道により御承知のこととは存じますが、大変残念ながら西北中央病院においてノロウイルスによる感染性胃腸炎が集団発生いたしました。昨日同院事務局より受けた報告によりますと、2月22日にノロウイルス感染の疑いのある症状を訴える4名の入院患者等が見られたため、万一に備え院内の調査を行ったが、その後同様の症状を訴える入院患者が増加し続けたことを受け、24日に五所川原保健所に対し調査を依頼し、職員に対する手洗い等、消毒の徹底を指示するとともに、入院患者に対する面会の制限及び禁止などの拡大予防策を講じたが、27日午後5時過ぎに同保健所から給食作業員13名の便からノロウイルスが検出された旨の検査結果を受け取るに至り、事実関係が固まったことから、翌28日昼に報道機関に対して公表したとのこととございました。

入院患者、看護師、調理従事者合わせて96人が発症した中でも重篤な症例がなく、その多くが快方に向かっていることは不幸中の幸いではございますが、このようなことは決してあってはならないことであり、まずもって感染された入院患者の方々を初め、市民の皆様にも多大な御迷惑と御心労をおかけしたことに對し、心からおわび申し上げる次第であります。

現在これ以上の感染の拡大を防ぎ、事態を収束させるためにあらゆる努力をいたしておりますが、今後については再発の防止を期すため、同院に対しまして徹底した原因究明を指示し、調査結果の報告はもちろんのこと、改善のための具体的方策に基づいた適正な病院運営を行うよう強く指導、監督してまいりまますので、市民各位、議員各位におかれましては何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、5番伊藤永慈議員、6番吉岡良浩議員、7番成田和美議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。
-

◎日程第 3 議案第 2号から
日程第6 2 議案第6 1号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることにつ
いてから日程第62、議案第61号 市道路線の認定についてまでの60件を一括議題といたし
ます。
-

◎日程追加の議決

- 議長（齊藤一郎） 提案理由の説明を求める前に、本日市長より議案第62号 助役の選
任についてを追加提案されたい旨の申し出がありました。
お諮りいたします。この際本件を日程に追加し、議題といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
-

◎日程第3 議案第 2号から

追加日程 議案第6 2号まで

○議長（齊藤一郎） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

本日ここに、平成19年五所川原市議会第2回定例会が開催され、市の行財政運営のかなめとなります多くの議案を御審議いただくに当たり、提案理由の説明に先立ちまして、市政に対する所信と施策の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今冬は記録づくめの暖冬であり、昨年豪雪に苦しまれた方々は安堵され穏やかに過ごされていることと思います。市においては除雪経費が増大することもなく、財政的には救われた思いであります。しかしながら、商店における季節商品の販売不振や除雪業者の収入減、さらには各種冬季スポーツ大会の中止などを招いたことも事実であり、今後この異常気象がもたらすであろう環境や農作物の生育等に及ぼす影響が懸念されているところであります。

さて、昨年12月8日に参議院本会議において地方分権改革推進法が可決・成立したことから、ことしは国のすがた・かたちを変える正念場とも言える年であります。国と地方の役割を明確にし、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本に、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化と効率化を推進するとしておりますが、本目的を達成するためには、あわせて税財源のさらなる移譲などと一体的に進められなければならないものと考えております。

「地方」は分権を担うべく、新しい時代にふさわしい行政体制の整備と確立が求められておりますが、行政需要の増大や国の三位一体改革による地方交付税の削減等により疲弊し切っております。

平成11年度末には3,232あった市町村が、平成18年度末には1,804市町村と、7年間で実に44.2%減少することからも、地域における包括的な行政サービスを将来にわたり担うにふさわしい自治体を目指し、市町村合併に付随する財政優遇策を選択した市町村が、いかに多かったのかおわかりいただけるものと思います。

本市も平成17年3月28日に五所川原市、金木町、市浦村の3市町村が合併し、新たな五所川原市として丸2年を迎えようとしておりますが、本年2月に国から示されました平成19年度の地方財政計画の総額は6年連続で前年度を下回る水準であり、新分権改革による国庫補助負担金の廃止・縮小や地方交付税のさらなる減額が見込まれるとともに

に、相次ぐ県の補助制度廃止などによる歳入不足と、社会保障関係経費の増大等により平成19年度も市の財政運営が極めて厳しい状況下に置かれることが予想されます。

このため、本市の将来像である「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現に向け、これまで実践してまいりました「五所川原市行政改革大綱」及び「五所川原市集中改革プラン」に加え、平成19年度からは「五所川原市財政健全化計画」に基づく徹底した歳出の見直しによる経費削減を図るとともに、積極的な歳入確保策を講じるなど、強固で弾力的な財政基盤の構築に向けた実質的な行財政改革を進めてまいります。

効率的な行政運営と経費削減のため3月31日をもって五所川原地域の支所を廃止することとし、住民票等につきましては、4月1日より地元の郵便局経由での申請や交付ができることとしております。

また各種事業については、担当部署において当初の目的を達成している事業は廃止し、費用対効果の面から縮小させていただいた事業もございます。

行財政改革とは、行政が果たすべき役割を単に縮小することではなく、市民と行政の役割や費用分担も含めた官民協働で、質を重視した公共サービスを選択するとともに、限られた財源を有効に活用して地域の発展と五所川原市に住まう喜びを感じていただくための施策に取り組むことであると考えておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

市民の生活や社会・経済活動を支えていくための都市基盤整備は自治体に課せられた使命であります。本市では、モータリゼーションの進展への対応のおくれ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口の減少と高齢化などを背景に、さらには郊外への大型店進出も相まって、中心市街地の衰退・空洞化が顕著となったことから、市街地再生に向けた大町二丁目地区土地区画整理事業を推進しておりますが、平成19年度は建物移転など目に見える形で事業が加速してまいります。

さらに、4月1日にはN T T東側の市営駐車場をオープンさせることで、地域の方々や観光客の皆様の利便性が図られるものと考えております。

また、私の公約でもありました米田地区へのインターチェンジ設置は、国・県等の協力により実現する運びとなりました。完成の暁には、津軽自動車道から市街地へのアクセスを確保することで商圈の拡大が図られ、市経済の活性化につながるとともに、つがる市・西津軽郡へのアクセスが向上することで、交通混雑の緩和はもとより、圏域全体の振興に結びつくものと期待しております。

長年の懸案でありました市役所庁舎周辺の整備につきましては、老朽化し、その役割を終えた旧市民文化会館、老人福祉センター及び旧三道会館を解体し、駐車場として活

用してまいります。

将来とも地域が発展していくためには産業の振興が不可欠であります。本市の基幹産業である農林水産業は、国の農政改革により、稲作及び畑作については、品目別の価格・経営安定政策から、担い手に支援を集中した品目横断的な仕組みへと転換され、新たな農業経営への取り組みが始まることから、高齢化による耕作地の継承など多様な担い手の確保・育成等に努めていくほか、高付加価値農業としての土づくりや有機農法など環境保全型農業に取り組み、米を初めとした売れる作物づくりを支援してまいります。

また、過疎化・高齢化・混住化等が進行する状況下でも社会共通資本である農地・農業用水等は、適切に保全されなければなりません。これまでの、整備を主体とした施策体系から保全管理に重点を置いた施策体系への移行を実現するため、地域全体で保全管理を行う取り組みに対して支援してまいります。

全国的に景気が上向いている中、青森県は5年連続有効求人倍率最下位を記録しております。日本銀行青森支店の分析では、県の景気は足踏み状態を脱却し、緩やかながらも持ち直しの動きが見られるとのことですが、現在好調な製造業比率の低い当地域では景気回復の実感は皆無に等しい状態であります。しかし、工業立地の国内回帰の兆しが見られてきたことを企業誘致のチャンスととらえ、企業ニーズにこたえる積極的な誘致活動を展開し、雇用の場の確保を図ってまいります。

乳幼児から高齢者まで安心して健やかな生活を送るためには、保健・医療・福祉の充実に努めていかななくてはなりません。

将来にわたり市民の皆様の命と健康を守るため、圏域における高度医療を中心とした中核病院の整備や周辺病院の再編成が急がれるところであり、関係市町との連携をより一層密にしながら、国・県等に新たな支援制度の創設等財政支援について要望してまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険法の改正により介護予防サービスが強化され、あわせて地域包括支援センターの設置が義務づけられました。本市では、4月に開設される生き生きセンターにおいて介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業や権利擁護事業など、一人一人に合ったきめ細かな支援を実施してまいりたいと考えております。

子供たちの健やかな成長をはぐくむ環境整備につきましては、金木地区の公立保育所を統合し、4月には約170名の乳幼児が、安全で新しい環境のもと、活発に友達関係を築いていくこととなります。

安全で快適な居住環境の整備として、老朽化が著しい金木駅裏団地などの非現地建替

事業として、さくら団地の計画的な整備を推進してまいります。

救急体制につきましては、市浦消防署に高規格救急自動車を配備することで、搬送中においても救急救命士が処置を行えるようになり、地域の皆様の安全・安心を確保してまいります。

去年は学校におけるいじめが大きな社会問題になりました。また、子供たちが被害者や加害者となる痛ましい事件や事故も頻発いたしました。「ゆとり教育」から「確かな学力」へとという大きな展開期を迎え、社会全体の教育力が低下している今、みずから学び考え総合的に判断できる「生きる力」をはぐくむ教育が求められております。

教育施設を充実させる施策として現在進めております五所川原第一中学校建設事業は、校舎完成に引き続き、体育館及び武道館の建設に着手してまいります。また、旧三道会館解体に伴い、新たな弓道場を建設し、伝統的な日本文化としての弓道の普及と振興を図ってまいります。

さらに、小中学校から強い要望が寄せられておりましたコンピュータの更新は、一部リース期間の残る学校を除き、一斉に新しい機器を導入することで、学校間の教育設備の格差を是正することといたします。

昨年7月の市長就任までは民間企業のかじ取りをしてきた私が、握るかじは6万3,000市民の生活に直結した市政というさらに重いものへと変わりましたが、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」づくりを実現するために、誠心誠意取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに御列席の議員各位におかれましても、特段の御指導御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

それでは、平成19年五所川原市議会第2回定例会に上程されました議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第2号は、専決処分をいたしましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。その内容といたしましては、つがる西北五広域連合規約の変更について定めたものであります。

議案第3号から議案第9号までは、平成18年度五所川原市一般会計、各特別会計及び各企業会計補正予算であります。

議案第3号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から1億1,633万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ279億3,896万8,000円とするものであります。

議案第4号は、平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億4,243万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ79億5,667万2,000円とするものであります。

議案第5号は、平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に6万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,271万5,000円とするものであります。

議案第6号は平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から9,018万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,706万7,000円とするものであります。

議案第7号は、平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に561万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ639万7,000円とするものであります。

議案第8号は、平成18年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。収益的収入の予定額に276万3,000円を追加し、その予定額を67億4,413万4,000円とし、収益的支出の予定額に2億3,539万1,000円を追加し、その予定額を70億3,280万9,000円とするものであります。

議案第9号は、平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算であります。収益的支出の予定額に245万8,000円を追加し、その予定額を15億39万5,000円とするものであります。

補正予算は以上であります。

次に、議案第10号は、平成19年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267億4,000万円とするものであります。

議案第11号は、平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,677万円とするものであります。

議案第12号は、平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,706万円とするものであります。

議案第13号は、平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,364万5,000円とするものであります。

議案第14号は、平成19年度五所川原市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,108万7,000円とするものであります。

議案第15号は、平成19年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,192万5,000円とするものであります。

議案第16号は、平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,191万3,000円とするものであります。

議案第17号は、平成19年度五所川原市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億807万6,000円とするものであります。

議案第18号は、平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,053万6,000円とするものであります。

議案第19号は、平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,452万5,000円とするものであります。

議案第20号は、平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,847万4,000円とするものであります。

議案第21号は、平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,677万円とするものであります。

議案第22号は、平成19年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225万7,000円とするものであります。

議案第23号は、平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122万円とするものであります。

議案第24号は、平成19年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56万1,000円とするものであります。

議案第25号は、平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44万円とするものであります。

議案第26号は、平成19年度五所川原市病院事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入67億1,786万8,000円、支出69億1,371万6,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億7,842万5,000円、支出2億8,763万7,000円とするものであります。

議案第27号は、平成19年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入16億3,178万6,000円、支出14億7,285万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入4億2,260万1,000円、支出11億9,266万円とするものであります。

議案第28号は、平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億2,031万8,000円、支出9,764万4,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を、収入4,084万3,000円、支出1億456万1,000円とするものであります。

議案第29号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

る条例案であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市副市長の定数を定める条例案であります。副市長の定数を定めるため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例案であります。市長等の給料月額の特例に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市職員の給与の特例に関する条例案であります。職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案であります。地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市生き生きセンター設置条例案であります。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設として五所川原市生き生きセンターを設置するため提案するものであります。

議案第35号は、五所川原市駐車場設置条例案であります。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設として五所川原市上平井町駐車場を設置するため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市部設置条例の一部を改正する条例案であります。部の組織及び分掌事務を改めるため提案するものであります。

議案第37号は、五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案であります。総合支所の分掌事務を規則で定めることとするため提案するものであります。

議案第38号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案であります。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、五所川原市の新エネルギービジョン策定に関する調査及び審議を行わせる附属機関として、五所川原市新エネルギービジョン策定委員会を設置するため提案するものであります。

議案第39号は、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案であります。休息時間を廃止し、及び育児を行う職員の早出、遅出勤務について、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第40号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に基づき、職員の扶養手当の額を改めるため提案するものであります。

議案第41号は、五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

であります。税務手当及び下水管渠清掃等手当に関する規定を改めるため提案するものであります。

議案第42号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案であります。市税の証明手数料等を改めるため提案するものであります。

議案第43号は、五所川原市教職員住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。旧喜良市中学校教職員住宅ほか3教職員住宅を廃止し、及び喜良市小学校教職員住宅の棟数を減ずるため提案するものであります。

議案第44号は、五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。旧喜良市中学校教職員住宅ほか3教職員住宅を廃止することに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第45号は、五所川原市保育所における費用の支弁条例の一部を改正する条例案であります。児童福祉法の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第46号は、五所川原市立保育所設置条例の一部を改正する条例案であります。金木地区の4保育所を統合し、新たに金木保育所を設置するため提案するものであります。

議案第47号は、五所川原市子宝祝金支給条例の一部を改正する条例案であります。子宝祝金の支給対象者及び支給金額を改めるため提案するものであります。

議案第48号は、五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案であります。缶類、紙類等の一般廃棄物のごみ集積所からの収集または運搬の禁止を規定するため提案するものであります。

議案第49号は、五所川原市ペット火葬場設置条例の一部を改正する条例案であります。ペット火葬場の使用料を改めるため提案するものであります。

議案第50号は、五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案であります。指定管理者の業務に利用料金の収受を加えるほか、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第51号は、五所川原市立高等看護学院設置条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市立高等看護学院の移転に伴う位置の変更等について、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第52号は、五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案であります。嘉瀬財産区財政調整基金を設置するため提案するものであります。

議案第53号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、町の区域の変更についてであります。県営相内地区担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積圃場整備）の施行により、町の区域を変更するものであります。

議案第55号及び議案第56号は、市道路線の廃止についてであります。道路法第10条第3項の規定により、市道路線を廃止するため提案するものであります。

議案第57号から議案第61号までは、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため提案するものであります。

続きまして、本日追加いたしました議案の提案理由を申し上げます。議案第62号は、助役の選任についてであります。助役に山田晴雄氏を選任するため、議会の同意を求めらるものであります。氏は、人格、識見ともにすぐれ、経験も豊かであり、助役の職務を行うにふさわしい人物と認め提案させていただいたものであり、満場をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎先議の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

議案第62号 助役の選任についてを先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件を先議することに決しました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 議案第62号 助役の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意すること決しました。

この場で暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時59分 再開

○議長(齊藤一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎助役就任あいさつ

○議長(齊藤一郎) 本日就任されました山田晴雄助役からごあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

助役。

○助役(山田晴雄) 一登壇一

議長のお許しをいただき、壇上からではございますが一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど議会で承認いただき、助役に就任いたしました山田でございます。職務の重大さに身の引き締まる思いをしておりますが、微力ながら平山市長を補佐し、活力ある明るく住みよい豊かなまちづくりの実現に全力を尽くし、市民福祉の向上を図るとともに、行財政改革の推進に取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方には特段の御指導、御鞭撻のほど賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明2日は議案調査のため休会いたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、明2日は休会とすることに決しました。

なお、3日及び4日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る5日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前11時02分 散会

平成19年五所川原市議会第2回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成19年3月5日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 山田 善治 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 伊藤 永慈 議員	6番 吉岡 良浩 議員
7番 成田 和美 議員	8番 鳴海 初男 議員
9番 古川 幸治 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 秋元 洋子 議員	18番 寺田 達也 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 渦 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者(30名)

市 長	平山 誠敏
助 役	山田 晴雄
収 入 役	鳴海 義男

財 政 部 長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
經 濟 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
行 財 政 改 革 推 進 監	越 前 正 一
金 木 總 合 支 所 長	福 井 定 治
市 浦 總 合 支 所 長	成 田 義 正
西 北 中 央 病 院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水 道 事 業 所 長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長 者	葛 西 皓
教 職 務 代 理 者 長	
教 育 部 長	
監 查 委 員 長	大 野 欽 也
監 查 委 員 長	高 橋 俊 昭
監 事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 會 長	平 野 光 雄
委 員 長	
選 挙 管 理 委 員 會 長	木 村 隆 一
事 務 局 長	
農 業 委 員 會 會 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 會 長	鈴 木 正 德
農 事 務 局 長	
總 務 課 長	高 橋 勇 公
財 政 課 長	工 藤 勝 子
企 画 課 長	岩 川 静 光
市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳 一
農 政 課 長	白 戸 幸 一
土 木 課 長	工 藤 雄 三
西 北 中 央 病 院 管 理 課 長	

会 計 課 長 関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

おはようございます。平成19年第2回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

このたびの五所川原市議会議員選挙におきましては、不肖私が4度目の挑戦をさせていただき、市民の皆様方の温かい御支援によりまして当選させていただいたことに対しまして、心から感謝申し上げますとともに、今後市民の代弁者として市民の声を議会に届ける役目として全力で頑張りますので、市民の皆様方の今後の変わらぬ御支援をお願いいたしますとともに、議会の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、通告の第1点目は、行財政改革についてであります。行財政改革といえば、人減らし、仕事を減らし、節約といったことばかり言われがちでございますが、それでいいのでしょうか。子供を育てるならこの市、暮らすならこの市、死ぬのならこの市といった個性あるまちづくりをしなければならぬと考えます。そのために、まちの個性、らしさが必要と考えます。住民などの意見を反映する仕組みを整えた上で、積極的な市の行政経営が今ほど求められているときはないと考えます。

さて、総務省の地方行革指針を踏まえ、昨年集中改革プランが示されました。そして、今日五所川原市財政健全化計画が策定され、公表されました。これからは、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にのいよいよの具体化であり、競争原理を使って経費を減らすとともに、市民の知恵を生かして住民サービスの質の向上も図る必要があります。

そこで、第1点、機構改革であります。新たな行政経営の時代を迎え、このたびの地方自治法の改正で収入役が廃止され、副市長の複数化も可能になりました。今年度予算編成に合わせ、時代を先取りするような機構改革についてどのように考えておられるか、まずお伺いいたします。

第2点、給与改革についてであります。市長月額20%、助役15%、その他常勤の特別職は10%減額、また一般職職員は5%または4%減額とございました。そこで質問いたしますが、職員互助会における脱退給与金の見直しなど、共済制度全般の見直しは検討されているのか、その具体化についてお伺いいたします。

第3点、第三セクターなどの人件費についてお伺いいたします。これについても国では今後5年間で5%以上の抑制を図るとされておりますが、第三セクター及び地方の公社に対して支出する補助金、委託金について、抑制を図ることなどが強調されておりますが、本市の対応をお伺いいたします。

次に、第4点、公的資金の繰上償還についてお伺いいたします。総務省の平成19年度地方財政対策の中で、公的資金の繰上償還による公債費負担の軽減策が盛り込まれました。これは、行財政改革を行う自治体を対象に、19年度から3年間で公的資金の繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するというものであります。財政健全化のための計画を実効あるものとして、繰上償還の利益は最終的には市民負担の軽減につながる政策と考えますが、この点どのように考えているかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、新介護保険制度についてお伺いいたします。増大する介護保険利用者と保険料の上昇をできるだけ抑え、要介護認定で要支援、要介護1となっている軽度者たち向けの介護予防を目玉に、新介護保険が大幅に見直されて約1年、現場ではどのように機能しているのでしょうか。その利用サービスのほとんどは掃除、買い物など、生活支援のための訪問介護と施設で半日過ごすデイサービスであります。これが本来動く体なのにヘルパーがかわってやってしまうから悪化するとか、元気なのにデイサービスで遊んでいるなどという批判もございますが、利用者の中にはヘルパーさんが週一、二回来てくれるから部屋が片づき、お風呂がきれいになる、デイサービスでやると話し相手が見つかったというようなひとり暮らし高齢者も多いのも事実でございます。そこで、本市の実態と課題についてお伺いいたします。

第1点は、介護予防の参加状況についてであります。今日まで介護予防に参加されている人はどれくらいおられるのでしょうか。また、ことし4月から実施予定の新介護保険に基づく特定高齢者の把握はどこまで進んでいるかお伺いいたします。

第2点、介護予防の活動状況はどうなっているのでしょうか。また、新介護保険に基づ

く介護予防サービスの活動内容はどのようになっているかお伺いいたします。

介護予防サービスの拠点は、市が責任を持って行う地域包括支援センターであります
が、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、3職種によるチームが重要
となっております。この点、準備はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、第3点、ケアマネジャーについてであります。介護保険本体においても、介
護予防サービスにおいても、その成否のかぎを握るのはケアマネジャーと考えます。そ
のケアマネジャーの資質の向上にどのように取り組んでおられるか、その取り組み状況
をお伺いいたします。

第4点、昨年10月から施設入所者の居住費、食費は自己負担になりました。この点、
施設入所者の利用状況はどのように変化されているかお伺いいたします。

最後に、第5点、地域ケア体制の整備についてお伺いいたします。国は、5年後の平
成23年度末までに介護療養病床の廃止など、療養病床の半減を打ち出しています。それ
に伴う地域ケア体制の整備は早急の重要課題であります。この点、どのように考えてい
るか、その見通しについてお伺いいたします。

以上、大きく2項目についてお伺いいたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答
弁を求め、壇上より1回目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） それでは、私から機構改革についてお答えいたします。

新年度における機構改革については、部設置条例の一部を改正する条例案でもお願い
しているところでございますが、市の重点施策の総合調整を行う企画課及び市役所全般
の情報管理を行う情報システム課を総務部に、また税務課及び収納課を財政部に設置し、
財政部で歳入歳出を一体的に管理して財政健全化計画の目的を達成するよう努めてまい
りたいと考えております。

なお、さらに詳しい機構については、総務部長に答弁させますので、よろしくお願
いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○助役（山田晴雄） 平山議員の質問にお答えをいたします。

まず、新年度の主な機構改革についてであります。条例改正に関連する機構改革に
ついては、市長の答弁のとおりでございます。

ほかに、水産部門の強化を図るため、農政課を農林水産課と改め、課内室として水産室を設けたいと、このように考えてございます。また、総合支所建設課を建設部から総合支所に移行し、金木地区及び市浦地区の道路維持、市営住宅の維持管理等を円滑に進めるために農林水産係と統合したいと考えております。さらに、水道事業所の中央管理センター及び金木出張所を廃止し、総務課と工務課の2課に統合して、それぞれの課に係を設置し、事務の効率化を図りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、給与の見直しについてでございますが、条例案でお願いしているところでございますが、常勤の特別職につきましては、市長20%、副市長15%、その他の常勤の特別職は10%をそれぞれ給料月額から減額して支給することとしてございます。また、一般職員につきましては、その職員に応じて4%または5%を減額するとともに、管理職手当につきましても10%を減額して支給することとしております。

以上のとおり、特別職及び一般職の給与を減額し、財政健全化の目的を達成するための一助となるよう努めてまいりたいと考えてございます。

また、互助会及び共済会の脱退という関係でございますが、これにつきましては、互助会につきましては市の一般財源からの補助等全くございませんので、現行どおり脱退とかということは考えてございませんので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 平山議員に私の方から2点お答えいたします。

まず1点目、第三セクターの財政健全化の取り組みについてでございます。お答えいたします。五所川原市行政改革大綱の下位に位置づけられ、その具体的な実践計画である五所川原市集中改革プランの改革項目の一つとして第三セクターの見直しを掲げ、現在その作業を進めているところでございます。それぞれの組織におきまして監査体制、情報公開への取り組みとともに、市の財政状況が極めて厳しいことから、市に準じた経費削減や役職員数の削減計画とあわせまして、役員の報酬や職員の給与見直し計画についても検討を進めております。この第三セクター見直し指針及び計画案につきましては、本年度内、3月中に行政改革推進本部で審議した上で、同指針及び計画を公表する予定となっております。

二つ目の公的資金の繰上償還についてでございます。議員先ほど御案内のとおり、そのような方法が新聞等で報道されております。財政悪化の一つの要因には、公債費の増加が挙げられますが、公債費負担の軽減対策として19年度から21年度まで実施される予

定の臨時特例措置でございます。現在得ている情報では、その条件として徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画、または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方公共団体、地方公営企業を対象に平成4年5月までの財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金のうち、金利が5%以上のものの一部について、ここではまだ5%と述べておりますけれども、その金利が幾らのものを対象になるかは、まだ確定たるものはございません。そのようなものの一部につきまして、市町村合併の状況、財政力、実質公債費比率などに応じまして繰上償還を行い、補償金を免除するものでございます。19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰上償還等を行うことによりまして、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置でございまして、繰上償還の財源として、必要に応じて民間等資金による借換債を発行できることとされております。その際求められる条件といたしまして、財政健全化計画の策定がでございます。その条件は5年間の計画とされておりますので、当市で2月26日に公表した五所川原市財政健全化計画もこれに合わせまして期間を5年間と定め、収支均衡のとれた財政運営を目指しまして、各種取り組みを進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 平山議員より介護予防サービスについて5点質問いただきました。その中の介護予防の参加状況についてお答えいたします。

現在介護を必要としない65歳以上の高齢者を対象に、要介護に移行することを防ぐため、集団、個別の基本健康診査を活用し、特定高齢者を現在把握しております。今年度は、集団健診は5月9日から10月31日までの47日間、個別健診は市内の医療機関30カ所に委託し、通年実施で受診者数約3,154名を見込んで現在作業をしております。うち特例高齢者候補者数はおよそ102名、特定高齢者の決定は29名を見込んでおります。決定した特定高齢者は、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者であるため、介護予防プランを作成し、事業所等で実施している運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に必要な事業を提供しておりますが、本人の承諾を得まして事業へ参加の意思を確認している方は3名になっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 福祉部の方は3点ほど御質問ございましたので、順序がちよつと逆になりますけれども、御答弁させていただきます。

まず初めに、ケアマネジャーの役割等についてでございます。ケアマネジャーについ

ては、これまでも介護サービス計画の作成業務に従事いたします専門的な職種として、そのほとんどが民間に所属しております。この制度の中核を担ってまいりましたけども、4月から始まります新予防給付の実施に当たりまして、市町村が責任を持って公平、公正な中立性を確保するいわゆる介護予防マネジメントを実施していくこととされております。具体的には、新予防給付の実施に合わせまして、五所川原市としては地域包括支援センターを設置、運営し、軽度の方々の状態を評価いたしまして、その状態に応じた目標を設定し、本人あるいは家族を含めた介護予防サービスの提供等についてプランを作成することとしております。そして、その後、そのプランに基づいたサービスを行いまして、利用の効果等々についてチェックしていくものでございます。地域包括支援センターには、御質問にもございましたように、保健師、それに主任ケアマネジャー、社会福祉士、この三つの専門職種、またはこれらに準ずる者等を配置することとされております。これらのスタッフが連携あるいは協働して、介護予防のケアマネジメントを初めとする包括的な業務をこなしていくものでございます。今後研修等の機会を通じまして、職員等の資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域の包括ケア体制でございますけども、地域包括ケアの考え方といたしましては、高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態となっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが的確に提供される包括的かつ継続的なサービス体制を目指すものでございます。こうした体制を支える中核機関として、先ほどの地域包括支援センターが法律的に位置づけられたものでございます。この主な業務といたしましては、いわゆる総合相談、支援、それから二つ目といたしましては高齢者の虐待の早期発見と防止などのいわゆる権利擁護の業務、三つ目が包括的、継続的なマネジメントの支援、そして介護予防マネジメントの四つの機能を担うものであります。設置場所は、本庁舎が手狭でございますので、完成オープンを控えております市の新たな施設でございます五所川原市生き生きセンターの中に事務所を構えることとして準備を整えているところでございます。なお、設置並びに運営に当たりましては、市の附属機関でございます五所川原市高齢社会対策検討委員会での協議をいただきながら進めているものでございます。

次に、3点目のいわゆる新介護保険に基づく施設の居住費あるいは食費の自己負担に伴う利用者の現状ということでございますが、これについては在宅で生活されている方との公平性を保つということから、あわせて保険給付費の縮減を図るということで、17年の10月から実施されているものでございますが、同時に負担能力に応じた負担軽減対策、これも導入されておりますことから、これまでのところ、このために施設を退所したと

か、あるいは退所を余儀なくされたという連絡、報告はございませんので、今のところ事例がございませんので、そういう連絡は受けてございませんので、ないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 11番。

○11番（平山秀直議員） それでは、第2回目の再質問をさせていただきます。

るる御答弁をいただきまして、大分詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。その中で再質問させていただきますけれども、第1点目の行財政改革についてでありますけれども、まず市長に一言御答弁していただきたいのは、今ここに至りまして、行財政改革をもう抜本的に行っていくという市長の姿勢が確かにあらわれております。しかしながら、新年度予算編成を見ますと、大幅に予算削減をされている事業とあわせまして、大分予算がかかる事業もまた新たにあるわけでございます。例えば大町二丁目の区画整理事業を初めといたしまして、五一中の新たな体育館等の建設、そしてまたちょっと先送りになりましたけれども、中核病院の建設、これは市民の方々がどういうふうに受けとめたらいいのだろうか。片や五所川原市は夕張のような状況になるのを回避するために、財政健全化計画を立てて大幅に経費を削減して、人件費も削って、事業もいろいろと見直ししていると。そしてまた、新たに新しい大きな予算がかかる事業もまた始まると、これをどういうふうに受けとめたらいいのか。新しい議会が始まりまして、市長も新たな再出発としてこの五所川原市の財政経営を運営する上で、今後市民が安心して五所川原市に暮らしていけるように、市長、ここの議場の場で一言この行財政改革についての考え方、見通しを市長の生の声でお答えしていただきたいなというふうにして思いますので、よろしく願いいたします。

それから、機構改革について1点お伺いします。新聞報道で、昨日ですか、出ておりました。財政健全化のため、目指すために国の職員を派遣要請をしているというふうにしてございます。できれば財政部関係の部長さんということをお願いしているということですが、今までは県の派遣というのは聞いたことありますけれども、国の派遣というのは私聞いたことございませんでした。この辺、非常に議員としては、ちょっと聞いていなかったもんですから、いきなり新聞報道で出たもんですから、びっくりしまして、この点前もってそういうふうな考え方があったんでしたらば、きちんとこちらの場でこの機構改革でこういう人材派遣を要請しているんだという旨、その理由、目的をきちんと議場でお話ししていただければと思いますので、お願いいたします。

それから、第2点に公的資金の繰上償還について1点お伺いします。繰上償還が認め

られるためには、四つの条件が必要だというふうにして言われておりますけれども、その四つの条件のうちの一つに、行財政改革の内容とあわせて最終的な住民負担の軽減内容が明らかにされているということが非常に、かなり具体的に市民にとってこの住民負担が軽減されるんだと、こういうふうに繰上償還すれば、その数字的なものまできちんと明示しなきゃいけないというふうにして条件としてございます。この点、どの程度までこの公的資金の繰上償還、五所川原市の今まで過去に大変高い金利で資金を融資受けてきましたけれども、それを低い金利に繰上償還してもらうという制度ですので、この点、どの程度まできちんと詰められているのか御説明していただきたいなというふうにして思います。

次に、第2点目の介護保険について2点ほどお伺いいたします。介護予防サービスのまずこの拠点となるのが地域包括支援センターという新たな名前のセンターの設置が必要になりまして、これが今の答弁でいきますと、五所川原庁舎内には無理なので、新たに今できる生き生きセンター、こちらの方に地域包括支援センターというのを4月から設置していくという御答弁がございました。この整備状況、今現在もう4月からのスタートですから、この整備状況、そして保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、この3職種が配置されなきゃいけないというふうにしてございますけれども、この配置状況、どういふふうに現在なっているのかお伺いいたします。

それから、この地域包括支援センターとあわせまして、今までありました在宅介護支援センターというのが各事業所にございました。この在宅介護支援センターと地域包括支援センターの関係は、4月以降どういふふうになるのか、この点をお伺いしたいなと思います。

それから、第2点目、療養病床の食費、居住費が自己負担となって、また療養病床も減らす方針を打ち出しております。私は、その病院から出なきゃいけないとかという高齢者の方、これをどういふふうにして受け皿、今後していかなきゃいけないかと、老人保健施設というので受け皿していくようにとかというふうにも出ていますが、五所川原市でそういうふうに対応していけるのかどうか、この点、この対応策をどういふふうにご考慮されるのかお伺いしたいと思います。

食費、居住費に関しては、所得の軽減策によって今のところ施設を出なきゃいけないと、それを理由に出なきゃいけないとかというのは、今のところ例がないという答弁ございましたので、それはそれで結構でございます。

以上、病院のそういう施設そのものが今後減らされていく状況の中で、受け皿をどういふふうにして考えているのかお伺いして再質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） それでは、平山秀直議員の再質問にお答えさせていただきます。

行財政改革につきましては、私就任以来取り組んでおる事業でございます。前の田邊助役、そしてまた越前行財政改革推進監とともに骨子を決めていただきまして、これまでに健全化計画もはっきりできました。平成19年度の予算で9億7,000万ほどの事業費を削減いたしました。また平成20年、21年にかけてそれぞれ10億ずつ財政需要を削減する必要があるという状況がはっきりいたしまして、これからの健全化に向けて真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、ただいまの質問の中で大町二丁目地区の再開発事業、そしてまた五一中の体育館の新築事業についてどう考えているのかということでございますが、やはり財政健全化とともに、先ほど平山秀直議員もおっしゃったように、この五所川原市をどういうふうにしていくのか、そしてまた市民の行政需要をどのように満たしていくのかという観点もございまして、大町二丁目地区の土地区画の整理事業につきましては、たしか平成19年度で4年目に入る事業かと思っております。これまでの3年間でようやく計画がはっきりいたしまして、19年度からいよいよ実施に入ることでございます。具体的に家屋の解体、そしてまた道路の拡幅、また新たな商店街づくりの形成と、これまた民間の資金需要もかなりあることが見込まれておりますし、その意味でも五所川原市の新しい顔づくり、新しい商店街づくりということもございまして、五所川原市の将来につきましても大きなプラスになる事業であると思っておりますので、これは継続事業ではございますが、この財政健全化計画の中ではっきり位置づけして、完成をさせていきたいと思っております。

また、次の五一中の体育館の建設でございますが、たしか平成17年度の入札で、いよいよ新校舎が完成いたします。ことしの4月1日からは新しい校舎を利用できると。それに伴いまして、体育館も古い校舎を解体した後で建設されるということでございます。この事業、五所川原の中学生のやはり教育水準の向上といえますか、そういう考え方からいっても、ぜひ完成させていきたいと思っております。

もう一つ、自治体病院の再編成の問題でございます。199億という非常に大きな予算を見ておりまして、それにつきましても今の自治体病院の関係見ておりますと、金木病院の事例、そしてまた平川市立病院、藤崎の町立病院、さまざまほかの各自治体病院の状況を見ておりましたも、医師不足から大変な状況になってきているのは確かでございます。これからの五所川原市のみならず、西北五地域の医療をどのように維持、推進していくのかという観点から立ちますと、今の自治体病院の再編等、非常に大きな問題

であろうと認識いたしております。このままの状況で推移いたしますと、この地域すべて医師不足、経営困難という事態になるのではないかというおそれを持っているわけがございます。ただ、中核病院の建設につきましては、約200億円という巨額な資金需要が見込まれておりますし、やはりこの計画を実施していくためにも、当市の財政を健全化しておかなければとても遂行できる見込みがないといえますか、非常に難しい事態になるのではないかということで、その前に五所川原市の財政健全化をぜひとも実現させていきたいという考えでございます。

最後の新聞報道にもございましたが、総務省からいわゆるキャリアをお呼びして、派遣していただいて、市の行財政を立て直していただきたいということで県とも連携を取りまして、これは実は先月出た話でございます。1日の開会の翌日、2日の日に総務省へ行ってまいりました。皆様方御承知のとおり、総務省は地方自治体の上級省ということもございまして、やはり総務省の優秀な方においでいただければ、五所川原市の行財政改革もスムーズに、順調に仕上げることができるのではないかという強い思いもございまして、今週中に人選を決めていただいて御連絡をいただけるということでございますので、できれば財政部長という職についていただいて、今の自治体病院から行財政改革すべて見ていただければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、平成19年度から21年度にかけて、その間に財政健全化をしっかりやっていきたいと思っておりますので、議員の皆様方にもよろしく願います。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政課長。

○財政課長（工藤 勝） 公的資金の繰上償還に伴います借りかえした場合の効果額等についての御質問でした。これは、高金利の地方債の公債費負担を軽減する上では非常に有効なものでございます。現在得ている情報では、19年度におきましては7%以上のものということで調査が来ておりまして、件数にして約17件でございます。それから、借りかえ額は1億4,600万、それを借りかえした場合に全体の効果額としては1,915万4,000円ほどの減額の見込みでございます。また、6%以上のものにつきましては29件ございまして、借りかえの額の見込みが4億230万円、効果額は全体で6,277万6,000円見込んでございます。これ、何分まだ国からの情報が詳細にわたるものが来てございませんので、今のところは19年度の7%以上の効果額だけで申しますと、377万9,000円の減額という、余り大きな額は見込んでございません。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） お答えいたします。

新予防給付が始まりますことによって、対象となる要支援者でございますけども、この方々はそれぞれの認定の期間満了等に伴いまして、更新していくこととなります。したがって、その数は4月以降段階的に増加していくものと見込まれております。その数ですけども、毎月100件程度と推定してございまして、平成19年度の末にはその数が落ちつくものと思われております。大体1,200件程度になるものと見込まれております。これに対応するために、包括支援センターに介護予防のケアマネジメントを担わせているわけでございますけども、これらの方々が今まで民間の施設でケアマネジメントをやってきたわけでございますので、その民間の施設に一部の業務を委託することを計画してございます。委託については、1,200件のうち300ないし400件を見込んでございます。したがって、包括センターでは700ないし800、それらを担当するということになります。このため、専門職種の配置でございますけども、最終的には専門職種だけで十二、三名を見込んでございます。この専門職種のうち保健師あるいは社会福祉士を除くいわゆる主任ケアマネジャー等々でございますけども、七、八名必要と見てございまして、今後段階的に増加してまいります対象者の方々に的確に対応できますよう、必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

2番目の御質問にありました在宅介護支援センターの件でございますけども、これにつきましては国の補助金が廃止されます。したがって、現在市内に9カ所ございまして、これまでどおりそれらの地域の方々の高齢者との窓口となっていたように、その業務の一部を委託したいと考えてございます。

それから、3点目の療養病床の件でございますけども、この転換計画については平成19年度から県において策定する見込みでございます。これに対して、市としては市の実情を県に訴えて、申し上げていくということでございます。これらにあわせまして、在宅の、あるいは施設、それからケアのあり方等について、現在の市の民間の事業所等と連携、協働いたしまして対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、15番松野武司議員。

○15番（松野武司議員） 一登壇一

皆さんおはようございます。済済会の松野武司です。さきの市議会議員の選挙において再度市会議員として議会の壇上に押し上げてくれました市民の方に厚く御礼申し上げ、平成19年第2回定例会に当たり、済済会を代表して通告の一般質問をいたします。

通告の平成19年度の予算について答弁を求めますが、五所川原市財政健全化計画の着

実な実施などを目指し、総務省にキャリア職員の派遣を要請していることがきのうマスコミ等で報道されました。部長級として、主に財政部門の担当をしてもらうことを想定しているようですが、これを見て市民は今までの行政体制に疑念を抱いた方がいると思います。総務省のキャリア職員を配置しなければ、五所川原市も夕張市のような事態になると想像したと思います。今、平山市政は大変な行政改革の場に立たされているのが現状ですが、開会日の施政方針に述べております6万3,000市民に活力ある明るく住みよい豊かなまちづくりを実現するために誠心誠意取り組んでいきますと述べていますので、市民の一人として市長とともに五所川原市再生に向けて頑張りたいと思っております。

予算については、これまで財政健全化プランなどで今後の財政の見通しなどを示されてきましたので、当初から予想された予算だと思っておりますが、この予算が市民に対するサービスの低下や利用料の値上げなどにはね返っていると考えられます。18年度の当初予算に比べますと、9億7,000万円の減額したにもかかわらず、歳入においてはまたも空財源3億9,600万円を計上しなければならないことは、大変厳しい予算編成だと思っておりますが、その中でも18年度に比べますと市税が5億5,000万円ほど、また地方交付税が1億円ほど伸びていますが、原因となるものは何か答弁をお願いいたします。

歳出については、民生費や教育費が大きく減額されましたが、市民にとって一番必要な予算だと思えますが、この内容についての答弁をお願いいたします。

次に、今後の行政の取り組みについて答弁を求めます。第1点目のPFI事業についてですが、私は過去にもPFIについてはいろいろ提案をしてきましたが、当市におきましてはこれまでに一向に議論されなかったのが現状ではなかったかと考えております。これまで当市はどうでしょうか。補助金や地方交付税を背景に、たくさんの公共施設を建設されました。その結果、自治体の財政支出に占める施設の維持管理経費が膨れ上がり、自治体の財政を圧迫する要因にもなっております。地方自治体が民間企業と最も大きく異なることは、投資家の評価にさらされることがない点です。地方自治体が発行する地方債は、基本的には国が面倒を見ているため、国が倒産しない限り利払いや償還が保障されています。しかしながら、三位一体改革や地方債の制度改革など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。補助金や地方交付税といった国からの財政的支援は、今後大きく削減されていきます。当市も財政的に自立していくのが必要な時代になってきたことは、財政健全化計画でも示されております。そのためには、最近では公共サービスの提供のため、戦略的マネジメントにも効果がある手法、PFIやアウトソーシングなど、民間企業が積極的に取り組んでいる新たな手法の導入を取り

入れなければならないのではないかと考えております。五所川原市財政健全化計画に普通事業費の見直しにPFI手法の事業導入と掲げていますが、どんな事業を想定しているのかお伺いいたします。

次に、第2点目の入札制度についてですが、福島、和歌山県に続き宮崎県でも官製談合が発覚し、知事や出納長、県幹部が警察に逮捕された事件が大きくマスコミ等で取り上げられました。12月の参議院本会議で、いわゆる官製談合防止改正案、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案が可決され、成立しました。改正案は、談合に関与した公務員に対し、5年以下の懲役または250万円以下の罰金の罰則規定を新設し、刑法の競売入札妨害罪の罰則2年以下の懲役または250万円以下の罰金を強化した形で、談合の事実を知りながら落札予定者を入札に参加させる幫助も談合関与行為に追加しております。公共工事は、これまで地元業者育成などの観点から、指名競争入札が主流としてきましたが、当市も落札率95%以上の高い落札の指名競争入札が行われてきました。一般に入札の効果をはかる尺度の一つとして、予定価格に対する落札率が低いほど競争性は高く、95%を超えると談合の疑いが濃厚との見方がされております。談合が起きてからの対応ばかりを繰り返していても、それは不毛だと思います。市民から信頼を得るためには、そもそも談合ができないような入札制度を速急に立ち上げる必要があると考えます。公共事業にかかわる談合を根絶するために、談合は犯罪であり、決して許されるものではないという基本的な認識に立ち、一般競争入札の全面導入を柱に、電子入札制度や施行体制事前提出方式の導入、入札参加者の見直しや透明性、競争性、公正性、品質の確保に十分留意した新たな入札制度を構築することとともに、公務員としてさらなる倫理の確立と意識改革を図っていく制度を構築する等により、市民から納得を得られる入札制度を確立しなければと考えていますが、行政側の考案を示していただきたいと思っております。また、実行までどのくらいの期間を想定しているのかも答弁を求めます。

第3に、3点目のリサイクル事業についてですが、この問題につきましても私は3年ぐらい前から提案をしてきましたが、一向に取り組む姿勢が見受けられないのが残念です。前回も述べましたゼロエミッション構想は、ある産業から出るすべての廃棄物を新たにほかの分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すことで、新しい資源環境型の産業社会の形成を目指す構想です。具体的には、投入される生産要素はすべて使い切る、投入要素はすべて最終的な製品に活用されるか、あるいは他の産業のために付加価値の高い原料とする、すなわち投入量イコール総生産量を極限の目標とするため、廃棄物は究極的に発生しないことを目指す。そのため、廃棄物処理に従い

状況ではありますが、市民生活の安定と市の持続的発展を図るため、財政健全化計画に基づく徹底した歳出の見直しによる経費削減を図るとともに、各種事務事業実施に当たっては従来にも増して優先度、緊急度等による選択を行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うことにより、質的、内容的に充実した予算となるよう編成したものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○助役（山田晴雄） お答えをいたします。

19年度歳入予算のうち市税の伸び約5億5,100万円でございますので、これについてお答えをいたします。これは、国の三位一体改革の中での税源移譲の関係でございまして、いわゆる所得税が19年の1月から減額、そして個人住民税の方で税率の改正がございまして、19年の6月から増額になるということでございます。実際に金額で申し上げますと、住民税が個人住民税で約4億3,500万円の増と、このようになってございます。ただ、これはあくまでも所得税が減額になって住民税が増額でございますので、差し引き納税者の負担はないということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政課長。

○財政課長（工藤 勝） 御質問の地方交付税の関係でございます。算定するに当たりまして、基準財政需要額の中に臨時財政対策債の元金償還が始まりますので、その分を見込んでございます。約1億3,200万ほどであります。

次に、歳出の主な減額の内容でございますが、まず一つとして挙げられるのは、五所川原第一中学校の校舎建設の終了ということで、事業費が落ちてございます。それから、五所川原市生き生きセンター建設事業、これも事業終了ということで大きく減額になってございます。その他、一般財源ベースで各課、各部署において削減目標を設定しまして取り組んでまいりました結果、このような予算編成となっておりますので、どうか御理解をお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 松野議員にお答えいたします。

最初に、PFI事業につきまして、どのような事業を想定しているかとのことでございます。お答え申し上げます。PFI事業は、公共施設等の整備、維持管理及び運営など公共サービスの提供を民間の資金、経営ノウハウを活用して実施する手法でありまして、そのメリットは公共事業の財源を民間資金に置きかえることで、自治体の財政負担が軽減できることや新たな民間のビジネスチャンスが拡大することなどが挙げられま

す。P F I手法の導入に当たっては、市と事業者におけるリスク分担の決定、事業者の選定審査、契約締結等に事務手続の積み重ねが必要となりますが、プロセスの第1段階としては、施設の調査設計から取り壊しまでの全体を通じまして、行政に経費削減メリットがあれば、導入の検討対象とするものであります。市といたしましては、P F I事業を単に公共事業の財源を民間資金に置きかえる手法と考えるだけでなく、民間の経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的なサービス提供の手段として位置づけ、今のところどのような事業を対象と、詳しくは施設はございませんけれども、今後の施設整備につきましては、施設ごとに整備計画を含む事業計画に基づきまして、庁内においてP F Iを含む整備手法を検討していきたいと考えてございます。

次に、一般競争入札制度導入の件につきましてでございます。先ほど議員御案内のとおり、一般競争入札制度の導入につきましては、総務省、国土交通省の両省が地方自治体発注の公共工事等に関する談合防止対策の素案をまとめ、これを受けまして両省と埼玉県など8自治体で構成される地方自治体の入札契約適正化連絡会議が2月23日に地方公共団体における入札契約適正化について報告書を策定したところでございます。これを受けまして、3月中にも地方自治法の施行令等の改正があるものと思われまゝ。当市といたしましても、法改正に伴い、契約事務規則の改正等につきまして、県内他市の状況も参考にしながら、導入に向けまして必要な条件整備を進めてまいります。

いつごろまでにそれをするのかという御質問もございました。まだ正式な文書はいただいておりますけれども、ホームページで入手いたしました情報によれば、原則として一般競争入札によるべきものであり、当面1年以内に取り組み方針を定め、一般競争入札導入に必要な条件整備を行って速やかに実施するものとする、このようにうたわれてございます。私どもも近隣の自治体といろいろな情報をいただきながら進めてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、3点目、リサイクルの取り組みにつきまして、今回の議会に市長に置かれる附属機関として五所川原市新エネルギービジョン策定委員会の設置をお願いしてございます。これにつきましては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農林水産業の活性化や産業育成などの観点から、製材残渣、生ごみ、稲わらといったバイオマスの利活用への取り組みが全国で進められております。当市では、先ほど申し上げましたように、新年度におきましてこれからのまちづくりと産業振興の方向性について、エネルギー利用の面から検討することとし、太陽光、風力等自然エネルギー、バイオマス等のリサイクルエネルギー、地熱といった新エネルギーにつきまして、その賦存量及び利用可能量等の調査を行うために、具体的な新エネルギーの導入計画を含む五所川原市地域新エネ

ルギービジョンの策定に取り組むこととしてございます。その委員会の中で、先ほど委員から御提言等のあったことにつきまして、議論を重ねましてビジョンを策定したいと、このように考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 15番。

○15番（松野武司議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

19年度の予算については、気になった市税がアップした分市民に降りかかるのかなという、その心配があったから聞いたわけでありまして、国の方針の中でのそれで市民には負担がないということではっきりしておりますけども。

それで、歳出の民生費、教育費についても、事業が大幅に終わったということで、それで減額になったのであればいいけども、民生費、教育費はやはり市民に直結する費用ですので、暮らしやすさを十分に考えていただければ、今までの補助金とか、いろんなものにそうはね返ってこないんじゃないかと思っておりますけども、予算全般に見れば、補助金等も10%はカットされているようです。これからこの健全計画の中でいけば、もう5年後となると、大変な減額になるわけですけども、それで本当にやっていけるのかなという心配もありますし、本当に毎年10%だから大変ではないかと予想されるんですけども、この辺についてもいろいろ議論しながら、その都度、考えを見直していったらいいかと思っております。

それで、次のPFI事業ですけども、これ前にもいろいろこの議場で議論したこともありましたけども、一時は前市長さんから考えて見ますという答弁ももらったんですけども、その後一向に何にも音さたがなくて今に至っているわけですけども、なぜ私がこのPFIということで述べているかといいますと、やはりさっき財政部長さんも言ったとおり、この五所川原の財政、非常に厳しい中で、でも市民から求められている事業はあるはずなんです。その事業に一日も早く着手するには、やはりこういう手法が一番いいのではないかと私なりに思っています。この間千葉県の浦安市に行って、この浦安市ではPFIの手法で給食センターを建設しております。この事業を視察に行きました。浦安市は、皆さん御存じのとおりディズニーランドとか、そういうところを抱えている自治体です。非常に財政が豊かなのです。豊かな財政にもかかわらず、PFI事業を導入して給食センターを建てています。聞くところによりますと、職員のお話では、今は財政は豊かですけども、今後どうなるかわからない。民間に託せるものならということで、この事業に着手したそうです。すばらしいなと思っております。いわゆる先見の明ですね。先を読んでいる。今五所川原、こういう事態で建物も建てられない、沈んでいってしまうんじゃないかと思うんです。今財政縮小していくのも、歳出については縮小していく

のもいいですけども、先のことも考えて、前向きな方向でいかなければだめだと思います。だから、今この時点だから、そういう手法を使って将来建てかえなければならぬ、そういう事業に早く着手していただきたいと思います。これもそう簡単に、さあ、決まったからすぐやるということにはいかないと思います。さっき財務部長が言ったとおり、いろんなプロセスがあるわけですし、2年も、そのくらいも想定してかからなければならぬわけです。だから、今が大事なんです。今やっておかなければ、なかなか前に進まないわけで、具体的な事業は想定していないようですけども、給食センターは市民が前々から建設すべきということで要望しているはずなんです。大分前ですけども、視察しましたけども、本当に食中毒起きてもおかしくないといった、そういった施設なんです。そういう事態が起きてからでは遅いわけです。だから、一刻も早くそういうものは、今は財政が苦しいけども、そういうものに目を向けて前向きに取り組んでいただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次の入札制度ですけども、今述べたとおり、総務省、国交省がそういう方向で一般競争入札にするということで、全市町村そういう方向でということで今方向性を示しております。この談合、指名入札じゃ談合があるということで、こういうことを総務省、国交省がそういう方向にいったわけです。談合というのは、私いろんなもので見ましたら、もう江戸時代のときからその談合があったそうです。これ、なかなか業者にとりましては、自分たちの利益を得るためには、そういう問題が、談合が必要なかわかりませんが、これまでにいろいろな形で新聞等に載ってきております。五所川原の場合も、やはり談合の目安とする95%以上の落札率と、そういうことになっておりますので、どうかその辺、やはり競争の原理を働かせてもらえれば、今五所川原の場合95から97%ですけども、これを一般競争入札にすることによって、10%なり落ちた場合ですよ、10%削減になれば、今五所川原市、18年度では五十何億の工事を発注しております。この五十何億の10%が浮くことになると、5億のお金が生まれてくるわけです。これもやはり財政につながる事なんです。この辺をしっかりとやらなければ、その辺もやりながら、今これから進めようとしている職員の人件費とか、市長の給料とか、そういうのをカットする前にそういうのをきちっとやって、それから人件費とかに振り向けていくのであれば、市民も納得する部分があるかと思っておりますので、国の方針示される前に、いち早くいろんな入札の方法を考えていただければと思います。入札制度も、各自治体によっていろいろ取り組みがあるようです。参加型、参加希望型競争入札とか、受注希望型競争入札とかあります。小さい工事でも希望型の競争入札にすると、今五所川原市の場合はほとんど随契とか、そういうことでやられているんですけども、小さい工事でも

参加希望型入札制度を導入するとか、いろんなことを検討してみたらいいかと思います。

また、今回の議案第33号に継続的な契約の条例案が盛り込まれていますが、この中身ちょっと見ますと、事務機器とか、そういうのが長年の契約をするということで書いていたようですが、これなどもどういう支障があって今こういう条例を出すのかわかりませんが、やはり継続的でなく、単年度に見直して、競争入札にさせて、幾らかでも安く発注できるような考えをした方が私はいいと思いますけども、なぜ議題にこれがのったのか、その辺もお知らせ願えればと思います。

それから、リサイクルについてですけども、このリサイクルも前々から述べてきましたけども、紙とか、そういうのが今行政の方でリサイクルするような話も聞いていますけども、一番はこの生ごみなんです。この生ごみをどうするか、これをリサイクルできないのかということで、前にも述べましたけども、私前の会派の時代に北海道の留萌とか、そういうところに視察に行きまして、今この生ごみをどう資源に変えることができるかということ視察してまいった経緯がありますけども、五所川原の場合も今この生ごみ、そういうのは稲垣のあそこの処分場のところで燃やしている状況です。環境事務組合に一般財源から17年度で6億8,000万ほど、18年度は6億7,000万、来年度は6億4,000万ほどやっているわけですけども、ごみあそこさ持って行って、燃やしてもらってお金かかるよりも、ごみを再利用して、そのことによってまた付加価値がかかって、また別なものにすりかえる、金になるもの、そういうことをやはり自治体が考えてやらなければ、いつまでたってもただ集めて燃やしてお金がかかるだけでなくして、本当に国でゼロエミッションを想定しているように、本当にごみを資源化させる、こういう取り組み、金は今かかると思います。そういうことをやると。でも、将来的に、先ほど言ったとおり、将来を見据えたそういう事業を展開していけばいいのではないかと思います。生ごみ、本当に分別は大変だと思います、これを始めると。家庭の分別、非常に大変ですけども、その辺はやはり市民にも願ってやるべきだと思いますので、市民も納得すると思います。いろいろデータを見ますと、やはりこのスーパーとか、そういうところから出る生ごみ、弁当とか、そういうやつ、本当にみんなもったいないと。そういう思いをみんなしているんです。でも、それはもう焼却とか、そういうものに回ってしまって、今現状は何もリサイクルされていないわけです。これ、本当に市も本気になって考えて、前向きにやってほしいなと思いますので、この点についてまた答弁を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○**財政部長（三上裕行）** それでは、3点ほどお答えいたします。

まず、一般競争入札の導入につきましては、ただいま議員おっしゃるとおり、情報収集に努めながら、その必要な条件の整備について進めていきます。

それから、二つ目のこの議会に提案してございます長期継続契約ができることができる条例案でございます。これにつきましては、パソコンのリースあるいはコピー機のリースなど、これまで債務負担行為を設定して、その機器の導入を図ってきたところでございますけれども、平成16年の自治法の改正によりまして、このたぐいのものが単年度ではなく、長期に契約できるということでございます。ですから、債務負担行為の設定が必要でなくなるわけでございます。それから、庁舎の清掃等役務の提供に関しましても、これまで単年度、単年度、年度末に新しい予算措置に基づいて契約をしてきたわけですが、長期にわたって契約ができると、このような自治法の改正によって、このたび条例案を提案しているものでございます。

それから、最後に生ごみのこともございました。バイオマスの中でも生ごみはメタンガスの原料となり、電力や熱利用のほか、ビニールや発泡スチロールの原料、堆肥としても利用できるものでございますけれども、先ほど議員おっしゃったように、収集の際にはより細かな分別が必要となります。また、エネルギー変換方法に対応した収集運搬体制の検討等の課題もございますので、その辺を19年度の五所川原市地域新エネルギービジョン策定の中で検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○**議長（齊藤一郎）** 15番。

○**15番（松野武司議員）** 検討するということでもありますけれども、職員、今のところはいいと思いますので、ぜひ職員の有効な配分をしながら、今私述べたいろいろなことに対してのチームをつくりながらどうすればいいか、そういうのを本当に19年度でいろいろ相談しながら、五所川原市が将来に向けてどう進めるのか、若い職員の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。若い職員は、いろいろな将来についてのこの五所川原の夢があるはずなんです。そういうのを引き出して、どうすればいいか、やはり今後検討していただければいいと思っていますので、よろしく願いして、終わります。

○**議長（齊藤一郎）** 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時39分 休憩

午後 1時05分 再開

○**副議長（三瀧春樹）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、花田進議員の登壇を許します。

○1 番（花田 進議員） 一登壇一

日本共産党を代表し、質問させていただきます。共産党は、長い間工藤善司さんが市会議員を務めてまいりました。このたびの選挙で市民の温かい御支持をいただき、私花田進とバトンタッチすることができました。工藤善司さん同様、皆様の御鞭撻をいただき、議会活動を支援していただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。質問の第1は、市長の政治姿勢についてお伺いします。「市民参加の魅力ある五所川原市を実現します」と、これは青地に黄色で書かれた平山市長の選挙公約のメインタイトルであります。市民参加型の市政の実現、これから新しい五所川原が始まると感じた市民も多かったのではないのでしょうか。しかし、就任して8カ月余りほどになりますが、一向にそのような市政運営が見えてこないのは、私だけでしょうか。市長は、この市民参加型市政という公約は、既にお忘れになったのでしょうか。平成19年度の予算を見ますと、新規事業は幾つかありますが、平山市長として初めて具現化した事業は、残念ながら旧市民会館などの解体という市庁舎周辺事業だけと言っても過言ではありません。前年比3.5%マイナス予算は、市民に対するサービスの切り捨てや負担増により成り立っているものであり、また市職員給与を初めとする人件費の8%近くの削減を伴って提案されているものであります。私としては、到底賛成できる予算ではありませんが、市長として市民や市職員に対してこのような緊縮予算の中でメッセージを送り、語りかける必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。それとも、単に財政が大変なので仕方ないですと言って終わるのでしょうか。市政というのは、市民を思う優しい心であり、福祉の心であります。たとえ予算が少なくても、これまでの癒着と箱物行政という呪縛から解放されると、市民が満足する市の行政は幾らでも生み出すことができるのではないのでしょうか。その答えは、市長自身が選挙公約の中で「首長が各地域に出向く市民会議や対話集会を開催し、あなたが主役の地域づくりと青森県で一番住みやすい地域を実現します」と書いています。市長や職員が市民の中に出ていくことにあると考えますが、いかがでしょうか。

そこで、お伺いします。課や部の枠を超えて定期的に各地域ごとに生活相談などの市民相談室を開催することを提案しますが、いかがでしょうか。

また、施政方針では「活力ある明るく住みよい豊かなまち」というスローガンを掲げておりますが、余りにも現在の五所川原市の実態を考えると、宙に浮く標語にしか聞こえません。このようなスローガンではなく、市長として、例えば「市民参加で魅力ある

まちづくり」などのスローガンがより市民の心をとらえることができるのではないでしょうか、お伺いいたします。

2番目の問題として、財政展望についてお聞きします。ここで質問したいのは、市民の多くの方々が我が市が夕張市のような赤字再建団体になるのではないかと大変心配しておられます。そう思う要因は、一つは市の借金がどんどん膨れていることにあります。市の地方債は、平成10年度末、合併3市町村の合計で344億円余りでした。平成18年度末の予想額は、445億円強であります。この8年間に100億円もの借金が増加しているであります。さらに、予算に空財源を計上したことにあります。平成17年度8億2,000万余り、平成18年度8億9,000万余り、平成19年度は約4億余りの空財源を計上し、もし、ことしこの空財源分の収入が確保されない、または相当額の経費を削減しないとできないとすれば、累積赤字が7億円を超える見込みであります。

ここで、確認いたしますが、我が市が赤字再建団体になる基準は、財政規模の約260億円が基準となるのではなく、標準財政規模が指針となり、その額は一般財源で150億円、この20%ですので、赤字の累積は30億円ということですね。ここを確認いたします。

この2月26日に議員に市の財政健全化計画の説明がありました。平成20年度末には、単年度で100万円の黒字ですが、累積赤字は7億700万円、累積赤字がプラスに転じるのは平成23年とあり、この計画が実現すると、赤字再建団体とは無縁というふうに見えます。そこで、伺いますが、平成23年度までの試算の中に市の負担する新たな大型事業としてどのような事業を見込んでいるかお伺いしたい。今回の財政健全化計画は、23年度までであり、今後計画されている高瀬地域に予定されているし尿処理場、中核病院の建設、また学校の建設などは計上していないものと考えられます。これらの建設を想定した財政計画を当然検討しているものと考えますが、これらを実施した場合、市の財政はどのような予想なのかお聞きします。

なお、答弁に当たっては、これらの事業は環境組合や連合の事業なので、答弁できないというお話だけはやめていただきたい。

3番目の質問として、中核病院についてお伺いします。質問の前に、幾つか確認いたしますが、多くの方々が誤解をしている面があります。一つは、自治体病院の再編イコール中核病院の新築という誤解があります。自治体病院の再編というのは、必ずしも新病院が建設されるということが前提にないと思いますが、そのことを確認いたします。

また、中核病院というのは必ず現在の病院ではなく、外に全く新しい病院をつくると、そのように誤解している方もいますが、そのことを再度確認します。いわゆる現在の病院の……

(不規則発言あり)

御支援ありがとうございます。

現在の病院の改築、増築等によってもそれは実現可能だと考えます。そのことは確認であります。

そこで、質問であります。1年前に西北五地域における自治体病院機能再編マスタープランが作成されました。このプランの再構築が必要ではないかという問題であります。このプランは、当初から周辺医療機関の位置づけが不十分だと批判されてきました。そのため、つがる市の住民及び市理事としても「成人病センターの診療所化」には反対の態度を示しておりました。そのこともあり、用地の選定や負担割合がなかなか決定してこなかったわけであります。この間、つがる西北五広域連合の正副連合長会議で用地や負担割合が決まりましたが、その話し合いの中でこれまでのマスタープランを踏み越えた何らかの周辺医療機関の位置づけの変化があったのではないのでしょうか。だから、話し合いが進んだのではないのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

また、公立金木病院の医師不足と救急指定病院の取り消しの問題、そして最大の問題であります財政的な裏づけの確立などを考えたとき、マスタープランの再構築を図る時期だと考えます。例えば私の提案であります、周辺医療機関、いわゆるサテライト病院を慢性期の専門病棟として活用する、いわゆる手術などをして落ちついた段階で治療する段階の医療病院とする。中核病院は急性期医療を担う病院とし、その規模を縮小できるのではないのでしょうか。マスタープランの方針には、圏域全体が一つの病院となっております。このような視点で、再度マスタープランを再構築しないと、この病院の問題は進展しないと、そのように考えております。箱物の中核病院建設優先型のマスタープランでは、西北五の住民からも、県からも信頼されていないのではないですか。現在のまま進んでも、ほとんど補助金が期待できない状況の中では、じっくり腰を据え、青森市が認定された中心市街化整備改善活性化法にのるようなプランを考え、負担を少なくする、そのような方法もあるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

二つ目の質問は、中核病院の建設地について質問であります。この問題については議会でほとんど具体的に論議されていませぬので、事実関係のみ質問します。一つは、どのような理由から漆川工業団地になったのでしょうか。また、現在の西北中央病院は建設地として対象として考えなかったのでしょうか、お聞きします。

さらに、毎日1,000人を超す外来患者のある西北中央病院が移転すると、中心市街地の活性化にとって大変な打撃となると考えます。それらについて、市として検討したのでしょうか。

三つ目の質問は、マスタープランの中核病院が建設されたとき、市として病院の繰入金や出資金は幾らを想定していますか。そのうち交付金などを除いた市の持ち出しは幾らになるのでしょうか。また、補助金がないとしたとき、病院建設債の企業再建償還額の推移はどのようにお考えでしょうか。マスタープランから推測される私の試算では、市の中核病院に対する国の補助金などを除いた持ち出し額は、当初3億5,000万、開院5年の間6億円ほど、開院10年目で4億7,000万ほどの五所川原の市の持ち出しが想定されます。

最後に、マスタープランでは収支予測をしておりますが、その予測が外れ、この病院に開院初年度に財源不足を3億円補うと、開院5年後まで8億円市が負担するとしたら、市の財政はどうなるのかお聞きします。

以上が質問であります。広域連合の関係につきましては、市の職員ではないということで直接答弁できない状況にあります。大変な問題を抱えている課題でもあり、答弁者について、関係者や関係機関で輪を広げ、答弁できるようにすると、そのようなことの検討も必要ではないかと思っております。

質問はこれ終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（三浦春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） では、花田議員の緊縮財政下にあつて、市長として市民や職員にどのような姿勢を示し、アピールするのか、このうちのどのようなスローガンを掲げ、方向性を示していくのかということについてお答えいたします。

当市の将来像は、合併時に策定されました新市建設計画において、「活力ある明るく住みよい豊かなまち」と設定されております。新市建設計画は、合併後の新市を建設していくためのまちづくりの基本方針及びこれに基づく施策を定めた行政計画であり、現在次世代に誇りを持って引き継ぐまち、活力と魅力のあるまち、健やかで潤いのあるまち、安全で快適な住みよいまち、心豊かでたくましい人づくり、ともに支え合う開かれたまちの各分野における六つの目標の実現に向け、施策を推進しているところでございます。

当市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、総合計画にゆだねるとされておりますが、本将来像は市の財政状況にかかわらず、地域の持続的発展に向け目指すべき究極の姿であると考えております。財政的に厳しい状況下にはありますが、この将来像の実現に向けて、これまで実践してまいりました五所川原市行政改革大綱及び五所川原市集中改革プランに加え、平成19年度からは五所川原市財政健全化計画

に基づく徹底した歳出の見直しによる経費削減を図るとともに、積極的な歳入確保策を講じるなど、強固で弾力的な財政基盤の構築に向けた実質的な行財政改革を進めてまいります。限られた財源の中で多様化する住民ニーズに対処しつつも、健全な市政運営を行うためには、各種事業や施策の重要度や緊急性を精査、選択し、効率的かつ効果的な事業推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 助役。

○助役（山田晴雄） ただいま市民相談室開設のということの御提案がございましたので、まず当市の現況についてお答えをいたします。

現在当市では、市内各所に出向いた健康相談を健康推進課で実施しておりまして、本年度は208回の開催で367件の相談件数を見込んでおります。また、同課では本年度こころの健康づくり講演会も2回開催しており、延べ270名の方々に参加いただきました。こうした健康相談、講演会は平成19年度でも継続いたします。さらに、同課では平成19年度よりこころの健康相談窓口の開設を予定しており、本庁の設置ではありますが、市民の方々への心のケアの一助となるものと存じます。

加えて、本庁では毎月2回、金木総合支所では月1回、市浦総合支所では2カ月に1回、それぞれ行政相談も実施しており、とかく複雑になりがちな行政手続の相談窓口となっております。また、このような支援事業のほか、県が実施している出前トークなど、職員が直接地域へ出向き、さまざまなテーマで市民の方々と交流し、説明を行う事業も花田議員の御提言の趣旨に入っているものと存じます。

こうした事業の実施につきましては今後検討させていただくものとし、議員御指摘の点につきましては、積極的な情報公開の実践による情報提供などにより、市民の方々への行政への不安、不満を抱かせないよう行政運営に心がけてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、質問の一番最後でございましたが、いわゆる広域連合、それから一部事務組合の関係でございまして、御案内のとおり広域連合、一部事務組合ですが、広域連合は特別地方公共団体でございます。御案内のとおり、そこには各連合、事務組合にも議会がございます。やはりその辺で非常に市役所とはかけ離れた部署でございまして、なかなかその関係について職員がお答えできない分もあることを御理解願いたいと思います。ただ、この先、質問の中にもございましたいわゆる中核病院の建設、し尿処理場の建設等、相当大きな事業、計画を今後進めてまいるわけでございますので、議員御指摘のございましたことについても、こういう議場で説明、答弁できるような体制ができるかどうか検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いをいたします。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 花田議員に財政展望の御質問につきましてお答えいたします。

まず、一番最初に財政再建団体のとらえ方でございます。これは、先ほど花田議員が紹介のあったように、標準財政規模、当市の場合150億円でございます。その20%、30億円に達すれば財政再建団体ということで、新聞等で報道されております夕張市のような制限を受けることになります。

二つ目の先般公表いたしました財政健全化計画の中に5年間でどのような新たな事業が含まれているかと、この具体的なことにつきましては、後ほど財政課長より答弁させていただきます。

三つ目の具体的にお示しになりました中核病院、それから新しいし尿処理場の建設事業実施に向けて、財政の見通しを示す必要があるのではないかとということにお答え申し上げます。今般公表いたしました財政健全化計画は、計画期間を5年間としており、現在進行中の事業や既に計画決定されている事業の経費を考慮し、試算をしております。長期計画の策定となると、収支見積もりに限界があり、またはつきりとした国の補助、あるいは県の補助と実現性、確実性、その辺がまだ不安定でございますので、精度が落ちると思われまますので、健全化計画にはのせてございませぬ。ただ、午前中市長からのお答えにもありましたように、5年間の財政健全期間を経て財政基盤をしっかりとさせ、その後大きな事業の取り組みに対する繰り出し、負担金、このような予算計上はしていかないといけないと思っております。当市のように自主財源が少なく、依存財源の割合が高い団体は、国、県の方針の影響を強く受けることから、その動向を見た上で支援措置等の具体化した内容を反映させ、随時見直し、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 財政課長。

○財政課長（工藤 勝） 財政見通しの計画の中で、今後どのような主な事業があるのかといった質問がございましたので、お答えいたします。

健全化計画の中では、5カ年の計画で試算してございますが、既に決定されている事業、現在進行中の事業、そういったものを見込んでございます。まず一つは、雪寒機械購入事業、これは年次的に古くなった除排雪機械を更新していくというものでございます。それから、現在進められている大町二丁目地区土地区画整理事業、それから金木駅裏団地、さくら団地の建設事業、県営二ノ沢地区老朽ため池等整備事業、県営十三漁港分港整備事業、電線共同溝事業といった大きな事業をその年度、年度ごとの事業費を担当部署より取り寄せしまして、試算してございます。

○副議長（三淵春樹） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 花田議員にお答えいたします。

議員御案内のとおり、中核病院につきましてはつがる西北五広域連合で担当して取り組んでいるところでございまして、私の方から答えられる範囲でお答えさせていただきます。

まず、第1点目のマスタープランの再構築が必要ではないかとの御提言でございますが、マスタープランにつきましては平成18年2月につがる西北五広域連合を構成する2市4町の長の合意のもとで取りまとめられた計画であり、その趣旨は諸課題を検討し、機能再編成計画の早期実現を目指したものであります。そのマスタープランでは、まず高度医療に十分対応できる中核病院の整備を優先されるとされておりまして、そして周辺医療機関のあり方につきましては、中核病院の整備と並行して医師確保の見通しや医師制度のあり方などを勘案して検討することとされておりまして、計画を進めている広域連合によりますと、現時点では中核病院の整備を優先させており、今後中核病院の医療機能等をより細かく精査する過程で、周辺の医療機関のあり方が密接にかかわってくることから、新年度以降本格的な検討に入る予定であると伺っております。

次に、西北病院の改築でも中核病院が可能ではないかとの確認でございましたけれども、圏域全体の高度医療や救急医療を担う中核病院を建設するためには、一定の敷地が必要であるとの考えのもとに、西北中央病院を母体とする中核病院を新たに建設する構想が進められてきたところであります。平成15年度に広域連合が策定した基本計画報告書によりますと、必要とされる広さは約9万2,000平米とされておりまして、昨年11月に決定された中核病院建設地は、約7万8,000平米であり、今後この敷地をどのように効率的に活用していくかが検討課題となっているところでございます。

現在の西北中央病院の敷地は、約1万2,000平米と狭小であることから、その利用に関しましては、高度医療サービスを十分提供できるだけの施設の確保や駐車場の確保などが困難なことなど、現在の施設を活用した際には、簡単に解決できない課題が多々あるものと考えております。また、仮に現在地に建設するとした場合、解体と新築を同時に進行させる難しさや用地の取得費が膨大となることが予測されまして、圏域全体をとらえた場合の交通アクセス問題など、大きな課題があるものと考えております。

確かに現在地から病院がなくなることによる地域商店街への影響も予測されることではございますが、新たな中核病院のメリットも市民の皆様方に御理解をいただき、そして市民の皆様方に十分実感できるように取り組んでまいりたいものと考えております。

以上であります。

○副議長（三淵春樹） 1 番。

○1 番（花田 進議員） それでは、再質問をさせていただきます。

病院の問題についてお伺いしますが、答弁はこれまで行われてきた答弁とほとんど変わっておりません。そこで、お伺いしますが、基本設計のための予算はどうしてこの3月議会に提出にならなかったのでしょうか。例えば鶴田町では、分担の相当額を予算に盛ったと聞いておりますが、その中心となる五所川原がこの重要な19年度予算に盛っていないと。これらは今後の展望にかなりの不安があるからなのではないですか。そのことをひとつお伺いします。

次に、総務省が現在の累積赤字20%という赤字団体への転落基準を四つにふやすという方針を9日に閣議決定するという報道がなされております。この基準を適用したときに、本当に200億円の建設費のうち、土地代も入れ、約160億近くを五所川原が持ったとする、それが本当に可能なのかどうかという問題であります。私自身が中核病院そのものを否定しているわけではありません。確かに郊外に立派な病院ができ、素晴らしいアクセスが確保されれば、それはそれでいたし方ないことではあります。市民の多くの中には、なぜ現在の西北中央病院の周辺の用地を取得して獲得しないのかと、そういう意見は多くあるわけで、そこに何も今までこたえていない。そして、さらに大町の二丁目の再開発に70億円を超える投資が行われるわけです。その投資は、国の補助金も入ってですが、それもすべて税金であります。この投資を既にとめることはできないでしょう。ならば、その大町の再開発を生かした形で病院再編というものを考えたとき、ぜひ現在の西北中央病院の周りに用地を取得し、高度医療病棟をまず建て、医者の確保を考えながら順次古い建物を財政状況に合わせて改善していく、改築していく、そのような方向で考えるのが最も私は今の状況では自然な発想だと考えます。だから、質問でも言いましたが、やっぱり箱物行政という呪縛から解かれて、再度住民のためにどういう病院をつくるべきかということ再構築する必要がある。事前に通告の中で中心街の活性化の話をしていなかったの、答弁がなかったようではありますが、再度質問します。

新しい事業にのるという方向もあり得るのではないかと、西北中央病院には駐車場もない、大変混雑をしているわけであり。それらの再編も加え、病院を中心地に置き、市民の市街地の活性化にするという発想を今考えないと、このままずるずるいくと大変なことになると私は考えております。その辺を連合の連合長であります市長さんにぜひ御答弁願いたいというふうに思います。

それから、市長の新しいスローガンをどうかという提案に合併時のスローガンをそのまま重要だから用いるという発想ですが、既に多くの議員の方も疑問に思っていると思

いますが、合併時の財政基盤で出された数値は、そのようになっていないわけでありませう。こんなに赤字になる、そういう方向が一切出されていない中で、それを受けたスローガンではなくて、私は市長色を出すために新しい市民に訴える、市民とともに市政を立て直していくのだという現実的な、市民が納得するスローガンを掲げてこそ市民も納得するのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） それでは、お答えします。

中核病院の件でございますが、現在の西北病院の地に再建したらどうかという御提言でございます。私自身も市民、多くの方々からそういう意見も聞きましたが、現在行われております大町の再開発地域の面積が4.4ヘクタールでございますし、あの再開発地域すべて病院に使っても、まだ足りないというのが現況でございます。やはり今の車社会というのを見ますと、それなりの駐車場のスペースも非常に重要になりますし、どうしても今の現在地に建て直すということは、物理的にも、財政的にもかなり無理があるのではないかとこのように思っております。

もう一つ、基本設計の予算計上しないのはなぜかという御質問ございましたが、ざっくばらんに申し上げますと、もともと赤字予算でもございまして、花田議員がおっしゃったように、財政の根幹をもうちょっとはつきりさせてから、6月議会なり、9月議会に提案しても間に合うのではないかとこのように思っており、19年度の当初予算にはのせないことにいたしました。今の中核病院といいましても、自治体病院の再編成につきましては、この鶴田から北郡、西郡、つがる、五所川原市、この全域の医療行政を一体で運営することございまして、中核病院の建設用地、建設の方針は決定いたしました。議員御指摘のとおり、これからサテライトの病院の問題、診療所の問題を早急に解決していく必要があるという認識でございまして、各関係6市町長とも協議して、最善の方向で進めてまいりたいと思っております。

もう一つ、スローガンの問題でございますが、これはやはり活力ある明るく住みよい豊かなまち、これは目先のスローガンではなくて、これからの10年後、20年後に向けてこういうスローガンを具体化していく、そういうものだと私は理解しております。活力ある明るく住みよい豊かなまちの実現こそ五所川原の進むべき道であろうかというふうに思っております。最初の合併当時のスローガンそのまま使っているという御指摘ではございますが、私自身これは非常に立派なスローガンであると思っておりますので、この実現に向けて今後も大いに努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 1 番。

○1 番（花田 進議員） それじゃ、2 回目の質問をさせていただきます。

○副議長（三淵春樹） 3 回目です。

（不規則発言あり）

3 回目です。

○1 番（花田 進議員） 御支援ありがとうございます。

それでは、私が新基準で考えたとき、病院が建てられるのかどうかという質問に対しては答弁がなかった、そのことは事実でありますので、そこをどのように答えるのかはつきりさせていただきたいと。財政赤字が20%というだけじゃなくて、水道や病院など、公営企業を含む全会計の連結赤字額が問題になってくる。毎年度の借金返済額、そして4番目は公社、第三セクターなど合わせた連結債務残高という、この四つの基準の中の一つでも基準を上回ると、赤字再建団体になるという方針が出されるということを新聞で報道されております。まだ閣議で決定されておりませんが、既に市の方にはそれなりのデータが来ているものと思いますので、そのことをぜひお伺いしたいということと、私は総括質問で通告しましたら、一般質問でやってくれと、それで結構ですということなので、ノロウイルスの問題について簡単に質問いたします。

五所川原のノロウイルスの発生は、初期いつだったのか、まずお聞きします。

それから、院内感染の原因が特定されているのかと、いわゆる発生源が特定されているのかということをお聞きします。

それから、患者さん及び職員がノロウイルスにかかったわけで、その辺の医療保障など、公務員であればそれなりの措置があると思いますが、そのような措置がちゃんとなされたのかどうか、この3点についてお聞きしますので、急ではありますが、担当の方、よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 財政課長。

○財政課長（工藤 勝） お話の一つの中に財政再建に絡む新法制というお話がございました。債権法制の見直しということで国がただいま進めているものでありまして、現在入っている情報で言いますと、地方財政再生制度ということでもあります。今までの財政指標、それを見直しながら整備し、情報開示の徹底、それから財政悪化を早期に防止する早期是正スキームの導入といったことで、現在提言され、検討されているようでございます。そのほかの詳細につきましては、まだ情報を得ておりませんので、情報が得られ次第お話ししてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（三淵春樹） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 花田議員にお答えいたします。

今回当医院で発生いたしました感染性胃腸炎につきましては、本当に市民の皆様方大変御心配をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

御質問のノロウイルスの初発についてでございますが、今月の22日に嘔吐、下痢、発熱の症状を訴える入院患者様3名から始まりまして、本日の朝現在では2名となっております。23日の昼過ぎから夜にかけて入院患者様の症状が拡大したことを受けまして、24日の午前中に関係者を集めまして現状の把握と対策に努め、また五所川原保健所にも連絡をして指示を仰いだところでございます。今回のノロウイルスの感染源の特定はまだされておりませんが、その感染源の特定というものが大変難しく、健康な方でも保菌者となっている場合があると伺っております。

次に、質問の3点目、院内の感染者の医療費につきましては、ノロウイルスにかかわる診療の自己負担分につきましては、その患者さんに請求しないようにしておりますので、大変御迷惑をおかけしておりますこととおわびして、答弁とさせていただきます。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって花田進議員の質問を終わります。

次に、5番伊藤永慈議員の登壇を許します。

○5番（伊藤永慈議員） 一登壇一

誠風会の伊藤永慈でございます。平成19年第2回定例会、通告に従い一般質問をいたします。

その前に、先般の市議会選挙において再度この壇上に押し上げていただきましたことを心から感謝申し上げます。市民の皆様の声を代弁し、市政への働きかけ、住みよいまちづくりのために一生懸命頑張る所存であります。

それでは、一般質問に入ります。金木地区の農業者トレーニングセンターについて御質問いたします。今日スポーツは市民生活には不可欠となっております。これを大別いたしますと、競技スポーツ、これは主に鍛えた体で順位を争うものであり、また一方これに対し市民スポーツまたは生涯スポーツと呼び、すべての年代が手軽に健康維持や懇親を目的にするものであります。そして、旧金木町、現在金木地区の住民がこれら競技、市民のスポーツの拠点として子供からお年寄りまでの多くの人々が利用しているのが農業者トレーニングセンターであります。

さて、この施設が平成19年度の計画によりますと、廃止となっておりますが、私自身現在市の体育協会副会長の職にあり、この施設が競技の基礎トレーニングや軽スポーツを楽しむ皆さんにとって、いかに重要なのかは認識しているつもりであります。住民の皆さんとともに大変驚いております。先般教育委員会からいただいた資料によりますと、

種目数、利用者数、冬期間の高齢者数、グラウンドゴルフの練習など、大変多くの方がほとんど毎日利用していることがわかりました。また、この地区の伝統的なスポーツにノルディックスキー、金木南中学校のジャンプ、飛行隊のことですが、それと相撲です。プロ、アマ合わせて多くの有名選手、力士を輩出し、現在も活躍中です。この選手たちやこれに続く子供たちが現在練習しております。もしこの重要な施設を廃止するとしたら、これらをどのように対処するのか。恐らく競技関係、またはスポーツ団体に属している利用者には説明し、代案を提示するだろうと思います。しかし、このほかに遠くへ行けない子供、老人、団体に所属していないフリーの利用者はどうするのでしょうか。代案すべてお答えください。

相撲については、民間の施設を利用すると聞いておりますが、公的機関、民間施設を常時利用する場合、法的な問題、けが、使用する計画などをどのようにするのかお聞かせください。

問題は、まだまだあります。このような問題を抱えていることについて、細かく検討したのでしょうか。また、関係団体と協議したのでしょうか。そして、廃止の理由はこれらすべての問題を上回る重要な理由があるのでしょうか、理由をお聞かせください。聞くとところによりますと、天井の穴から鳥が入ってくるとか、水道の汚水があるとかが理由となっておりますが、施設の懸念上、これらの修理は当然のことと思います。まず、廃止ありきから始まったかと思われません。

ところで、これらの予算について、財政課では教育委員会からは予算請求がなかったとの報告がありました。この緊迫した事情がなぜ財政まで届かないのか、予算請求のシステム全体をお聞かせください。金がある、ないとは別に、要求内容が財政まで届かないということは、行政そのものの重要な過失としか考えられません。このような内容がどこでストップし、だれが決定したのかお答えください。

先般辞職した高松教育長さんの辞職の一因にこのようなこともあると聞いております。確かに老朽化した施設であります。その中で、利用者は合併前、またその後においても財政事情が決して豊かではないことをわかっており、満足とはほど遠い施設をじつと我慢しております。どうしてこの利用者の意を酌んでもらえないのでしょうか。廃止の後の施設をそのまま廃虚としておくのでしょうか。教育委員会では、廃止ではなく休止であると言っておりました。これをだれが信用するのでしょうか。古い建物を1年間休ませた後は、どのようになるかは説明の必要はありません。今幾らの予算で修理すると、その後10年単位で使用可能なのではないのでしょうか。そして、取り壊す直前まで有効利用するべきではないのでしょうか。これらについて、答弁をお願いいたします。また、

必要な修繕費もお知らせください。

最後に、市財政、また教育関係者にたかがスポーツとよもや思っている方がいるのではないかと危惧しております。極めてきめ細かい住民サービスはどうしたのでしょうか。この施設の廃止は、スポーツ振興はもちろんのこと、住民の心の荒廃や経済効果、間接的には医療費まで及ぶと考えられます。早急に廃止計画を撤廃するため、関係機関が協議することとし、私の1回目の一般質問といたします。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

金木トレーニングセンターは、昭和54年開設され、28年経過し、老朽化が著しくなってきました。平成18年2月には外壁が落下し、さらに落下が懸念されるほか、アリーナ床下の水道管が折れ、漏水しているものと推測されます。また、アリーナ中央部床面が15センチ程度下がっており、非常に危険な状態で早急に改修する必要があります。改修には、旧金木町の平成16年の見積もりでは約1億1,500万円見込まれているが、現在の財政再建の中では容易に修理することができないことから、このたび閉鎖の運びとなったものであります。

アリーナを使用している団体は学校開放事業、柔道は嘉瀬地区の公民館、相撲は芦野公園内の相撲場、または民間相撲場を使用できるよう現在利用者と協議中でありますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者教育部長（葛西 皓） お答えをいたします。

ただいま市長からも答弁ございましたように、アリーナを使用している団体につきましては、現在学校開放事業で対応できるかどうか学校と協議中でございます。それから、柔道につきましては嘉瀬地区の公民館を利用できないかどうか、これも協議中でございます。それから、相撲につきましては、芦野公園内の相撲場または民間の相撲場が利用できるかどうか、現在これも協議中でございます。したがって、これら協議が調い、関係者と協議が調い次第広報等でPRをしてまいりたいと思っております。

それから、どうして19年度当初予算で私ども予算要求しなかったかというお話でございますが、先ほど言いましたように、修繕の額がかなり大幅だということと、マイナス10%のシーリングの中では、ちょっとその予算要求ができかねるということで、私どもの方から予算要求はしませんでした。ちなみに、18年度の予算につきましては、360万5,000円でございます。

以上でございます。

○副議長（三瀨春樹） 5番。

○5番（伊藤永慈議員） まず、1点目ですけども、予算請求の方から。財政で言われている予算が大きいために予算請求しなかったということで理解しておりますけども、やっぱり住民にとっては非常に大事な、ただ予算がないからということで済ますのは、ちょっと変ではないかと考えるんですけども、やっぱりそういうのは住民の説明会とか、そういうのをやりながら、そういうのが必要ではないかと思えます。

そして、もう一つ聞きたいのは、あらゆる競技の団体と、この施設に関しては協議中とあるんですけども、その協議が決まるまで利用するのですか、利用させるのですか。

ただ、それともう一つ、市長さんが1億1,500万、多分これは改修の場合だと思いますけども、床がゆがんで、本当に利用者に事故等があるのでしたら、早急に利用させないのが筋ではないかと思えます。まだ皆さん利用しているんですよ。そういったことで、できれば私としては、補修をしながら、大きな予算をかけないで、住民にサービスというか、そういう今までの地区の伝統とか、いろいろなものがあります。そのためにも、ぜひ補修をしながら再利用してもらいたいと考えておりますけども、その辺、答弁をもう一度お願いします。

○副議長（三瀨春樹） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者教育部長（葛西 皓） お答えをいたします。

金木トレセンにつきましては、3月に入りまして、危険だということで、現在閉鎖しております。

それから、補修をしながら使えないかというお話でございますが、あそこの外壁が昨年でしたか、落ちてきまして、事務室の上に。現在も外壁がいつ落ちるかわからないという状況もございます。それから、先ほど言いましたように、恐らく水道管が折れていると思うんですが、どっから漏れているかわからない、あるいはアリーナ全体が波打っている箇所があるということで、ちょっと修繕では対応できないということで、今回の措置になったものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（三瀨春樹） 5番。

○5番（伊藤永慈議員） 最後の質問ですので、まず市長さんにお伺ひします。いろいろ財政が逼迫しているのは、私も十分承知しております。ただ、そのものによって財政が逼迫したからということで、カットできないものがあるのではないかと思います。特に教育予算は、今予算を立てたからといってすぐ結果が出るものではありません。将来五

所川原市を担う子供たちがどういうふうになるのか、今見えないけども、お金をかけるのは大事だと私は考えております。特にそのためには人づくりをするのが一番と考えております。その辺、市長の答弁と、市長は今、体協の協会の会長であります。十分御理解していると思っておりますけども、何とか金木地区の、今天井が壊れて危ないということなんですけども、だったら改修しなくても、その落ちる部分だけ撤去して、できればそういうふうにご利用してもらえないかという、本当に今利用している住民の方は、無理なことは言いませんけども、本当にやるところがないということで、応急処置をしながら何とか利用してもらえないかという、本当に電話が殺到しております。そしてまた、今体育館の中の、あれは多分暖房の配管のせいで床がゆがんでいる、私も見ましたけども、冬は暖房使っていません。ただ、水の方が破れたのであれば、パイプで配管して、そんなにかかるものではないと思いますんで、その辺、市長の御理解のもと、何とか利用させて、これ以上質問できませんので、御理解の上、何とかひとつよろしく願います。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 私も体育協会の関係者として、市全体でも練習する場所が非常に限られているということ、本当は心から憂慮しているところがございますが、ただこの金木トレセンの問題については、かなり危険建物になっているということで、このまま使用を続けていって、もし万が一大きな人身事故でもあれば、また大変な事態に陥るといってございまして、どうも最初からの構造的な欠陥もあるのではないかというように気もいたしまして、やはりそういう状況下にあるのであれば、廃止するほかはないのかなという思いでございまして。ただ、現実に使っている方々の利便性考えますと、学校の開放とか、今の相撲場、柔道場を使えるように、委員会としても努力する必要がある、まだまだ努力する必要があるかと思っております。

それと、もう一つ、教育の予算、確かに小泉首相も就任時に米百俵というお話もして、ほかのものを削っても教育には力を入れたいという考え方もありまして、随分米百俵のお話もはりましたけども、ただ私としてはここ2年なり3年なりで一つ財政のめどをつけたいと思っておりますので、やはりこの3年間については、聖域を設けなくて財政健全化のために集中してまいりたいというかたい決意を持っておりますので、ぜひもう一つ御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

15分ほど休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時27分 再開

○副議長（三潟春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

21番阿部春市議員の登壇を許します。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

平成19年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。質問に入る前に、このたびの選挙で市民の皆様の温かい御支援をいただき、おかげさまで5期目の当選を果たすことができ、心からお礼を申し上げます。私の政治信念は、これまでどおりよいものはよい、だめなものはだめとはっきり判断することです。そのことにこれからも変わりはありませんので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入ります。まず第1点目は、市の活性化対策として、まちの美化対策について質問させていただきます。私は、これから気温が高くなると、早朝ウォークを始めます。コースは、主に旧市内としています。昨日は、五所川原歩こう会の仲間と馬ノ神スキー場往復ウォークに参加をしました。近年目に見えてふえているのが、お年寄りたちのごみ拾いでありました。ごみ袋を持って歩道や車道のごみを集めている姿をよく見かけます。その中の1人、寺町の尾崎さんは、もう20年になると言っていました。自主的に進んで実践されていることに頭の下がる思いであります。まちの美化運動に率先して協力しておられる皆様に敬意を表したいと思います。

ごみもそうですが、私が今回問題にしたいのが屋外広告用ビラ等であります。不景気風で最近では少なくなっていますが、金融会社、不動産会社、そして飲食店の広告が空き家、公共物、そして電柱に無断で張られているのであります。観光客やほかから来た人から見ると、決して気持ちのよいものではありません。だからといって、この無断ビラ等を勝手に撤去することは、法律上できないことになっているのです。いろいろな考え方はあるにしても、理解できない法律と言わなければなりません。自分の財産に例えればおわかりいただけだと思います。このことに立ち上がったのが宮城県等であります。ピンクチラシ根絶活動の推進に関する条例を定めて、撤去権限者を何人として住民が直接除去することができるようになりました。このように、宮城県条例ではピンクチラシに限定しているようですが、範囲を拡大して当市でも条例化に向けて検討してほしいものと考えます。住みよいまちづくりには、まちの美化は欠かせません。夏の立佞武多祭りは、今や全国版となりました。観光客に喜んでもらえるまちであ

りたいものです。加えて、国では景観法が施行されました。以上の状況下にあることを申し上げ、新市の活性化対策第6弾として御提言したいと思っております。前向きな御答弁を期待してやみません。基本的には、無断ビラ等を張ることに規制を加えてなくすることが大切なことですが、全国的によい方向に行っていないようであります。

次に、まちなか対応について質問させていただきます。項目がいろいろありますので、端的に質問しますので、その旨答弁もよろしくお願ひします。この質問は、まちなか住民から私に寄せられた市民の声であることを申し添えます。

1点目は、前成田市長時代に作成した市街地再活性化計画は、現在でも生きているのか。その達成率はどの程度になっているのかであります。

2点目は、寺町アーケードの撤去計画はどのようになっているのかであります。また、歩道に段差があり、改修が必要とされています。国の事業として実施できると思っておりますが、いかがでしょうか。また、立佞武多の運行コースにもなっています。

3点目は、寺町の市営住宅を解体して更地になりましたが、活用方法をどのように考えておられるのか。

4点目は、西北中央病院の跡地利用計画について。

5点目は、岩木町の文化会館と三道会館の解体を19年度に計画していますが、立佞武多祭り前までできないものか、また跡地利用計画は駐車場となっているようですが、それでよいのか。

以上の5点について質問しますので、簡潔に御答弁をお願いします。

質問の第3点目は、地方自治法の一部改正に伴う当市の対応について質問させていただきます。この法改正の趣旨は、地方制度調査会の答申を踏まえて地方公共団体の自主性、自立性の拡大等のため講じた措置であります。同時に、地方分権の視点に立ったものでもあります。これを受けて、各自治体は条例の改正を行うこととなります。今定例会で議案として提案されています。私は、前成田市長時代に副市長制度を導入したらどうかと進言した経過があります。全国で初めて導入したのが新潟県上越市であり、その後各地に波及したのでございます。いやしくも今回の改正は、自治体の選択肢ではなく、法改正により実施されることになったのであります。地方分権時代にあつて、一種のむなしさをも感ずるものであります。

そこで、副市長制度ですが、市長を補佐するという役割を残しながら、市長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、個別に事務の委任を受けて事務を執行するという役割が重視された内容に改正されました。つまり総合的な女房役ではなく、専門性の高い、専門知識を持ったような形で一定の行政分野を責任を持って担うように求められていま

すが、当市として副市長の位置づけをどのように考えておられるのかでございます。

2点目は、収入役制度が廃止になります。副市長制度に一元化することによって、適切なトップマネジメントの体制ができるとされていますが、法改正を受けてどのような体制を整備しようとしているのか質問します。

あわせて、これまで全国都市収入役会、県市出納事務協議会という組織があり、出納事務の適正化を図ってきたものと存じます。今後どのようになるのかでございます。制度の改正で痛みを伴うものはないか、ベテランの鳴海収入役から御答弁を求めます。

3点目は、監査委員制度についてであります。この件についても、これまで制度の充実を求めて何回か質問してまいりました。今回の改正で、監査委員の数を条例でふやすことができるとなっています。いわゆる体制の強化の部分であります。最近自治体の事務量がふえ、権限がふえていく中で、重要性が増してきています。こうした中で、専門的な知識を有する者など、必要に応じて選任することが容易になるわけですが、具体的にどのように考えておられるのか、監査委員並びに市長に答弁を求めます。

また、国の会計検査院が入られたと思いますが、その結果について、いわゆる指摘事項等がなかったのか、その辺の報告を求めたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、この4月1日から現行の助役制度は廃止され、新たに副市長制度が発足することとされており、御質問の副市長の権限については、市長の命を受け政策及び企画をつかさどるという部分が明文で追加され、さらに市長の権限に属する事務の一部について市長の委任を受け、その事務を執行するとされたところではありますが、この権限委任につきましても任意であり、また一たん委任すれば当該事務は市長の手を離れ、受任者である副市長の名と責任において執行されることとなるという重大な効果をもたらすわけであり、直ちに権限委任を行うことはやや時期尚早ではないかと思料いたしております。当面は、副市長に対しましてはほぼこれまでの助役同様の職務を担当していただき、特定権限の委任については、今後どのような権限を付与するのが適当であるか慎重に検討を加えてまいりたいと存じておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（三淵春樹） 助役。

○助役（山田晴雄） 阿部議員御質問の旧市民文化会館、それから老人福祉センター及び

三道会館についての解体工事について答弁をいたします。

今後解体予定をしている旧市民文化会館、老人福祉センター及び三道会館、それぞれ老朽施設でございます。以前より維持修繕が大きな課題となっていた施設であります。一方、合併に伴い、庁舎駐車場が狭隘となっていたことから、県の合併補助金を活用し、3施設の敷地を本庁舎及び職員の駐車場として整備することとしたものであります。

なお、解体時期につきましては、解体設計後の工事着手となりますので、7月以降となり、お祭り期間中の棧敷席、敷地利用の設置については、時間的に間に合わないものというふうに考えてございます。

それから、答弁が質問と前後いたしますけれども、会計、いわゆる監査委員の関係の質問ございましたので、私の方から答弁させていただきます。まず、平成18年度において会計実地検査、これは国土交通省及び厚生労働省など、所管省庁ごとに合計6回受検しております。おかげさまをもちまして、事業執行不備等による補助金等の返還並びに指摘事項もなく、滞りなく検査を終えているところでございます。

会計検査院の検査官と地方公共団体の監査委員とは、類似の権能を持つものではございますが、一方は国の会計経理の適正を期し是正を図るという職責を担うのに対し、もう一方は自治体の財務に関する事務の執行を監査し、その合理的かつ効率的な行政を確保するという職責を担うものであります。したがって、会計検査院が行う検査と監査委員が行う監査との間には若干の隔たりがございますが、監査委員の監査を適正に行うことにより、副次的に会計検査院による検査においても指摘等が減少するといった効果が得られることは想定できます。そういったことから、当市におきましても監査委員の増加をした場合に得られる効果と当該委員の増にかかわる費用面での負担を十分に検討した上で、今後判断してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 収入役。

○収入役（鳴海義男） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、今回の地方自治法の改正は、議会の同意を得て選任する今までの収入役制度を廃止しまして、市長の補助機関である職員から会計管理者を任命する制度に変わったものであります。また、この制度の改正には会計事務の適正な執行を確保するに、今までとほとんど変更がないことを前提としたものであり、収入役を廃止し、会計管理者となっても職務権限自体には何らの支障がないものと認識しております。

また、今まで全国都市収入役会、また東北都市収入役会、県市出納事務協議会につい

ては、私は全国には参加しませんでしたけれども、東北、県の出納事務協議会には昨年の暮れ参加しました。総会では、収入役制度の廃止に伴って、この解散はやむを得ないでしょうということで、3月いっぱい解散する運びになっております。でも、今までこの制度はずっとやってきたわけでありますので、これから会計の職員にはいろいろな研修等も必要ではないかということで、かわって青森県都市会計事務協議会の設立に向けて、今、他市との協議をしているところでありますので、恐らくこの会計協議会は設立されると思っております。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、屋外広告物等の制限に関する条例の制定についてお答えを申し上げます。

青森県におきましては、屋外広告物の適正化を図るために、青森県屋外広告物条例が制定されておりまして、広告物の表示場所や規模等について、必要な規制が行われております。また、平成14年4月1日からは青森県屋外広告物条例に係る事務処理の権限が市に移譲されてきているところでございます。さらに、平成16年6月には屋外広告物法の改正によりまして、違法な立て看板、それから張り紙等の簡易除却の対象範囲が拡大したことを受けまして、市では歩道等の通行の妨げになっているものや美観を損なうものの撤去を実施しているほか、夏祭りの前には市街地を中心に違法広告物の一斉撤去を行っているところでございます。

御質問の屋外広告物に対する規制強化のための条例化につきましては、今後良好な景観形成と公衆に対する危害防止の観点から、市の現状を再確認した上で、先進地の事例などを参考に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、国道101号、寺町地区の歩道整備についてでございますけれども、この地区の歩道につきましては、以前カラー歩道に整備され、今日に至っていると聞いてございます。しかしながら、整備後相当程度年数もたってきてございますことから、段差、それから路面の凹凸等による整備の必要性というのは十分認識しております。また、先ほど阿部議員もおっしゃったように、立佞武多の運行コースでもあることから、早期に整備されるよう、関係機関に要望してまいりたいと考えてございます。

さらに、アーケードの撤去のことでございますけれども、このアーケードは中央通り商店街振興組合の占有物件でございますので、所有者である当該振興組合が撤去すべきものであると理解はしてございますけれども、歩道の整備事業において対応できないか、これについて調査の上、県と協議をしてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、寺町の市営住宅の跡地につきましては、現在更地となっておりまして、境界を確定させるための事務を進めております。その後は、普通財産として管財課に引き継ぐことになってございます。現在この跡地の利用については、利用計画がないことから、将来的には民間等に売却することを検討してございます。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 中心市街地活性化基本計画の現在の状況について御説明させていただきます。

市では、平成12年に郊外の大型店進出等で空洞化が著しい中心市街地の再生を目指しまして、中心市街地活性化基本計画を策定してございます。達成率という御質問でございしますが、現在までの実施状況でお答えさせていただきます。これまで計画に基づきまして市街地の整備改善といたしましては、平成12年から県道五所川原停車場線電線共同溝整備、それから国道101号、339号の交通安全施設等整備、立佞武多の館建設、3・4・3 漆川・岩木町線街路整備、大町二丁目地区土地区画整理事業等を実施してまいりました。また、商業の活性化としましては、商業タウンマネジメント計画策定事業、それからホリデーパーキング開放事業、空き店舗チャレンジショップ事業等を実施してまいりました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（三瀧春樹） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 阿部議員にお答えいたします。

質問の4点目、西北中央病院跡地の利用計画についてでございますが、中核病院の建設事業終了後の利用計画につきましては、現時点では具体的に検討はしておりません。今後の中核病院建設の進捗状況を見きわめながら、跡地の利用計画について具体的に検討していくべきものと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

阿部議員におかれましては、これまでもたくさんの御提言をいただきまして、本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく御指導のほどお願いいたします。

○副議長（三瀧春樹） 21番。

○21番（阿部春市議員） 答弁漏れあるってしゃべったんだけど、答弁漏れは、私はこの監査制度について、助役から報告を受けるので質問したんでないんです。権限者である市長、監査役が現行どう思っているかということ質問したんです。会計検査院の関係は、総務部長、助役で、報告ですから、これはいいんですけども、そういう趣旨で質問しましたので、後ほど答弁をお願いします。

それで、再質問に入ります。まずは、この1点目のまちの美化対策について。これは、先ほど建設部長答弁のとおり、検討するということで理解するわけですが、これは将来的なまちのあり方はどうあればいいのかと、ここのかかわりもあるので、これからのまちづくりには、この美化対応というのは欠かせない部分であろうと、そういう意味でぜひ検討をお願いしたいということですので、含めてよろしくをお願いしたいと、こう思います。

それから、2点目のまちなか対応について、5点について簡単に答弁をしていただきました。これを受けて、再質問、4点について質問させていただきます。

まず一つは寺町の市営住宅の跡地、先ほどこれまた建設部長言われたとおり、整理つき次第住宅地というふうなことで考えているようですが、地元の要望も実はそうなんです。公園とか、そういうものではなくして、住宅地にして払い下げをすべきだという地元の声でありますので、このことを申し添えておきます。

それから、2点目、岩木町のこの福祉センターの跡地の利用に際して、あそこに貴重な温泉があるんです。これは、大切な資源だと思うんです。この有効活用をどのように考えておられるのか、そのことをお尋ねします。

それから、3点目は、大町二丁目の区画整理事業、現在進行中でありますけれども、どちらかというところ、これまではこの範疇の人たちにだけ説明会を行ってきたのじゃないかと、こう思うんですが、私のところに市民から、ここの範囲ではないんですけども、この事業は大きい事業ですから、是非、市民全体を対象にした説明会など開いてもらえないものかと、こういう要望があっているんです。2人から来ているんです。1人はみどり町です。学校の先生退職した人なんですけども。そういうことで、全市民を対象とした希望者に説明会を実施したらいかがでしょうか。このことを要望申し上げたいと思います。

それから、4点目、先ほど施設撤去後の跡地利用ということで答弁をいただきましたけれども、この跡地利用を有効に利用するといいますか、あるいは再利用する場合あたりは、必ずこの上位計画に盛っていかねば事業ができないと思うんです。例えば公園とか駐車場にする場合は必要ないんですけども、土地を有効利用するとすれば、上位計画書に記載が必要であります。したがって、今、市街地活性化計画というのがあると思うんですけども、先ほど言いました。これとの上位計画について、そして先ほど言いました、繰り返しますけれども、跡地利用計画に対する上位計画の関係、それと市街地再活性化計画と上位計画の関係について、今どういうふうになっているのか質問します。

それから、3点目の地方自治法の一部改正に伴う対応について、もう一点だけ収入役、今回の改正でクレジットカードが使えるというふうになったんです。いわゆる歳入納付ができるようになったんです。しかし、指定代理納付者、これがどうなるのか。ここの部分を市としてどういうふうにやろうとしているのか、その辺を確認の意味で質問します。

以上です。

○副議長（三潟春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員の監査委員の定数をふやすことを検討してはどうかと……。

（不規則発言あり）

そうじゃないんですか。どういう質問ですか。答弁漏れたとか……。

○副議長（三潟春樹） 暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

○副議長（三潟春樹） 会議を再開いたします。

監査委員。

○監査委員（大野欽也） 先ほど助役の方からる説明がございましたが、監査委員の立場としてお答えいたします。

議員御案内のとおり、監査委員の職務には決算審査、それから例月出納監査のほか、任意の監査、直接請求による監査、そして議会の要請を受けて実施される監査、住民監査請求による監査など、多岐にわたる広範な責任の権限を与えられております。そしてまた、監査の現場からの率直な所感といたしましては、現行の監査委員の定数枠でより一層監査体制の充実を図りたいと考えておりますので、今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

以上です。

○副議長（三潟春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） どうも勘違いして申しわけありません。私の立場としては、現行の監査委員の制度で十分かというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（三潟春樹） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 阿部議員にお答えいたします。

議員おっしゃる上位計画といいますのは、恐らく市の総合計画であろうかと思えます。総合計画は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために議会の議決を経た基本構想を

策定し、これに即して施策の推進を図ることとされております。合併後の市の総合計画につきましては、昨年の3月に審議会を発足され、これまで6回の審議会を経まして、去る2月28日に答申をいただいたところでございます。その基本構想、基本計画につきましては、新年度の定例会、いずれになるかはまだ明らかではございませんけれども、議会の方に御審議をいただいて、いろいろな御意見をちょうだいしたいと、このように思っております。

また、御指摘のございました具体的な事案につきましては、中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地基本計画、この策定の予算も計上してございます。その策定作業の中で検討されていくことになろうかと存じますが、この策定作業における検討の進捗状況を見据えながら、総合計画の実施計画に位置づけまして、進行管理を図ってまいりたいと、こう考えております。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、大町二丁目地区土地区画整理事業について、周知を図るべきではないかと、こういう御提言でございますけれども、この詳細、例えば個人の補償関係や用地の状況など、これについてはプライバシーの問題もありますので、公表することはできませんけれども、事業概要や制度的なもの、それから当該事業の目的などにつきましては、それぞれの機会をとらえて情報発信に努めてまいりたいと、このように考えてございますので、御理解を願います。

○副議長（三淵春樹） 助役。

○助役（山田晴雄） 老人福祉センターの温泉の活用についてお答えをしたいと思います。

県との協議の結果、源泉はそのまま利用できるものでございます。ただ源泉の温度は18度でございます。これまで追いたきをして利用していたこと、また湯量もポンプアップしていた状況であるということでございます。今後、例えば駐車場の融雪などに利用するとしても、非常に手続上問題がございますので、必要がございますので、用途範囲も限定されるものと考えられますが、温泉水の活用について今後検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 収入役。

○収入役（鳴海義男） 納入義務者がクレジットカードで納付できる指定代理納付者の件については、私はある程度目を通して認識しておりますけれども、会計課長の方がより明快に答弁できると思いますので、会計課長に答弁いたさせます。

○副議長（三淵春樹） 会計課長。

○会計課長（関 秀三） クレジットカードで納入する場合の指定代理納付者の指定基準についてお答えいたします。

地方自治法の改正によりまして、地方公共団体の長の指定した指定代理納付者が納入義務者にかわって歳入を納付することができるよう制度化されております。この指定代理納付者の指定の基準については、歳入義務者にかわって歳入の納付をする事務を適切かつ確実に遂行することのできる財産的基礎を有すること、また納付事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有すること等を基準として現在検討しているところでございます。

○副議長（三淵春樹） 21番。

○21番（阿部春市議員） いろいろ御答弁ありがとうございました。

いずれにしても、目まぐるしく法の改正というのが続いておりまして、それに携わる地方自治体の皆さん、私らも含めてですけども、大変だなということを思わずにられません。

そこで、最後に1点だけ申し添えておきたいと思えます。まちなか対応について、私の意図するところは、まちなかにもっとにぎやかさを取り戻すためにどうすればよいか、ここから出発しているんです。今回は、1回目です。これからが本当のまちなかをどうすればいいかという中身の議論にしたいなと、こう思っています。そのためには、今回の私の言ったことを含めて、上位計画、先ほど財政部長が言われるとおり、総合開発計画、基本構想、基本計画、実施計画、この計画書にどんな形で反映されるのか、されているのか、このことを一番注目しているんです。そういう意味で、あえて5項目にわたって跡地ということをおっしゃらせてもらっているんです。将来的なこのまちに少しでもにぎわいを取り戻すためには、この計画書に載っていかなければならない。先ほど西北病院事務局長、これからだと、全くそのとおりなんです。ただし、西北病院、予定どおりいくと3年後にそういう病院もあそこにはなくなるわけですから、そういう5年だか、5年後を見通したいいわゆるまちづくりをどうすればいいか、このことを考えていかなければならない、そういう意味から上位計画のことを指摘しているんです。私のこのまちなか対策は、きょうで終わりではありません。きょうが出発点だと、こう思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時05分 散会

平成19年五所川原市議会第2回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成19年3月6日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(27名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 山田 善治 議員	4番 齊藤 一郎 議員
6番 吉岡 良浩 議員	7番 成田 和美 議員
8番 鳴海 初男 議員	9番 古川 幸治 議員
10番 高杉 利彦 議員	11番 平山 秀直 議員
12番 木村 博 議員	13番 田中 賢一 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福土 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三湊 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

欠席議員(3名)

5番 伊藤 永慈 議員	18番 寺田 達也 議員
25番 野呂 國四郎 議員	

説明のため出席した者(29名)

市 長	平山 誠敏
助 役	山田 晴雄

役 長	鳴 海 義 男
入 部 長	三 上 裕 行
財 政 部 長	木 村 一 善
民 生 部 長	宮 崎 堅 治
福 祉 部 長	笹 森 英 志
經 濟 部 長	三 橋 俊 一
建 設 部 長	越 前 正 一
行 財 政 改 革	福 井 定 治
推 進 監 督	成 田 義 正
金 木 總 合 支 所 長	成 田 弘 次
市 浦 總 合 支 所 長	須 郷 純 彦
西 北 中 央 病 院	阿 部 育 也
事 務 局 長	葛 西 皓
水 道 事 業 所 長	大 野 欽 也
教 育 委 員 長	高 橋 俊 昭
教 育 長 者	平 野 光 雄
職 務 代 理 者	木 村 隆 一
教 育 部 長	太 田 昭 市
監 查 委 員 長	鈴 木 正 徳
監 査 委 員 長	高 橋 勇 公
監 事 局 長	工 藤 勝 子
選 挙 管 理 委 員 會 長	岩 川 静 子
委 員 會 長	春 藤 光 正
選 挙 管 理 委 員 會 長	須 藤 久 男
事 務 局 長	島 谷 淳 一
農 業 委 員 會 會 長	白 戸 幸 一
農 業 委 員 會 會 長	
農 事 務 局 長	
總 務 課 長	
財 政 課 長	
企 画 課 長	
市 民 課 長	
保 護 福 祉 課 長	
農 政 課 長	
土 木 課 長	

会 計 課 長 関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、福士寛美議員から一般質問の質問要旨1については通告を取り下げたいと申し出があり、これを許可したので、御報告いたします。

それでは、23番福士寛美議員。

○23番（福士寛美議員） 一登壇一

おはようございます。平成19年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。その前に、さきの市議選において多くの市民の皆様方の御理解と御支援をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。私は、まだまだ経験不足のものでありますが、汗を流して働く人、そして努力する人、正直者が報われる、そんな公正な社会に少しでも近づけるよう努力をしてみたいと思います。今後とも市民の皆様、そして職員、同僚議員の皆様方の御指導をいただきますようお願いを申し上げ、第1回目の質問をさせていただきます。

活力あるふるさとづくりをメインテーマに、行財政の改革、農業や教育、医療問題の是正、人材の育成などを公約に掲げ、2万1,174の得票で当選を果たし、スタートを切った平山市政でありましたが、思いのほか難題、課題も多く、市長、よく頑張っているなと思います。厳しい市の台所事情に行財政改革は待ったなしであります。そんなことを十分理解しつつ、市長が公約として掲げた数点について質問をいたします。

まず、教育問題についてであります。2,000年以上も前の中国のことわざで、学者が弟子たちにおまへの思いが1年のものならば種をまけ、その思いが10年のものならば木を植えよ、そしてその思いが100年のものならば人々を教育せよと、教育は一朝一夕になし得るものではない、教育の大切さを弟子たちにその思いを説いたと聞きます。教育は、まさに国家百年の大計と言われるゆえんがそこから来ていると思います。だから、

できるだけよい環境で子供たちを育てたい、この思いは市長も同じでありましょう。昨日市長は、教育水準向上のためには学校建築は大事な事業と答弁されました。そこで、学校建築物や器だけでなく、その中にある学級の環境もできるだけよい状態、子供たちが楽しく勉強できるような環境であってほしいと思います。

文科省調査で、全国小中の普通学校に通う学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の子供が68万人いると推定されます。そういう子供たちに適切な教育を行うことを規定した改正学校教育法がことし4月から施行されることとなります。子供の支援強化のための支援員配置を要する経費については、地方交付税措置を講ずることとしているのに、当市においてなぜ特別支援制度に予算措置をしなかったのか、そしてまた必要ないと判断されたのかをまず伺います。

次に、小体連がなぜに中止しなければならなくなったのか、その理由を伺います。予算書のミスプリントならまだほっとするのですが、去年の当初予算で90万円も盛られていたのに、ことしの予算書にはゼロ、私は目を疑いました。なぜ、どうして、どうなっているのと、そういう思いを持ちました。小体連は、スポーツ競技のレベルアップという大きな目的もあります。それ以外に、合併して2年になりますが、合併によるメリットのなさを金木、市浦にはもちろん、旧五所川原においても多くの市民が抱いていますし、3市町村の意思の疎通、一体感のなさもまだ改善されていないと思います。その一体感を醸成するという大きな意義も小体連の開催は持っています。知育、徳育、体育とバランスある人間形成にもスポーツは大きな意義を持っています。どうぞ市長の判断で復活を宣言していただくことを希望いたします。

次に、十三湊遺跡保存活用整備事業についてであります。昨年とことしの2カ年の継続事業として、昨年初年度目としては予算化し、それが2年目の今年度予算措置できなかった理由と、この事業をどのように位置づけていたのか、そしてまたどのように判断されたのかお伺いいたします。継続事業としての計画に無理があったのではないかと、そのようにも思われますが、その辺についてお伺いいたします。この十三湊遺跡保存活用整備事業には、弘大の名誉教授の村越先生、そして元県文化財審議委員の佐藤先生、中央大学の教授、そしてまた八工大の教授、文化庁の調査官の方など、十三湊遺跡の重要性をわかっている先生方がかわり、市で依頼してお引き受けをいただいたものでありましょう。この著名な先生方に対しても失礼なことではなかったのかと思います。五所川原行政をどのようにこの先生方は評価されるのでしょうか。その辺も伺いたいと思います。

次に、農業問題について伺います。市長は、休耕田を活用して食糧基地五所川原実現

をうたい、販売戦略を構築し、五所川原ブランドの確立を目指すことをも公約に掲げました。この五所川原農業の振興策について、市長の考えをお尋ねいたします。西北五地方、一部を除いて稲作への依存度の高い地域であります。昨年は、豪雪のため春作業のスタートがおくれ、その後の天候も冷涼で曇天の日が多く、出来秋が大変心配された年でありました。しかし、8月の夏祭りが始まるころから天候が回復し、高温で好天続きで、この地方は平年作を確保できたのですが、全国的には作況指数96と不作でありました。しかし、不作にもかかわらず米余りの現象が起きるという状況であります。テレビであったと思うのでありますが、首都圏の米販売関係者が不作なのに米が余るという状況について、一体国民は何を食べているのかと首をかしげていたのが印象にあります。米の消費量が下げどまらない状態、このような状況を踏まえ、農水省が農業者団体等に目安として示す2007年産生産数量を昨年産米の計画を5万トン下回ることを決めたのであります。これも価格安定のための措置であり、3年連続の減産計画であります。この計画を目安に、転作によって生産調整をしていかねばならないところであります。戦後農政の大転換と言われる新しい経営安定対策が今年度からスタートします。一定要件を満たした担い手が国からの支援を受けるためには、品目横断的経営安定対策の枠組みの中で、本県では作付対象品目は麦、大豆であります。それぞれの担い手の経営方針にもありますが、転作田や休耕田を活用して麦、大豆にかわる転作作物の振興も考える必要もあると思うのですが、当市としての考えを伺いたいと思います。あわせて、作物のブランド化のための方策をもお伺いいたします。

以上を申し上げて、1回目の質問といたします。市長を初め関係する部課長からの答弁をお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいま福土議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の収益性の高い転作作物の振興につきましては、生産調整が年々厳しくなる状況の中、当市の主力転作作物でございます小麦、大豆以外にさらに収益性の高い作物の振興が急務であると認識いたしております。振興作物といたしましては、一つとして6億5,000万円の販売実績があり、二つとして産地としての指定を受けており、三つとして市場評価が高いことという背景から、トマトが有力品目であると考えております。今後振興作物としての位置づけを図りながら、生産者、作付面積、生産量の拡大に取り組んでまいりたいと思います。なお、市浦地域水田農業推進協議会では、平成19年度からの水田農業構造改革対策において、トマトを地域振興作物として位置づけする予定で

ございます。

また、振興作物のみならず、農林水産物につきましては加工や付加価値を高める取り組みとともに、販売戦略が重要な課題と考えております。県の攻めの農林水産業と呼応し、指導、支援を仰ぎながら、農協等関係機関と一体となった取り組みを強化し、五所川原ブランド確立を図ってまいりたいと考えておりますので、福士議員におかれましても、地域農業振興に関しての御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者教育部長（葛西 皓） 3点についてお答えを申し上げます。

まず、発達障害の件でございますが、発達障害を持ち、特別支援を要する子供の出現率は、国全体で6%、県全体で3%で、五所川原市においては1.05%となっております。出現率が少ないとはいえ、58名が通常学級に在籍している現状でございます。このことを受け、学校からは23名の支援員の配置の要望がございました。教育委員会としては、教育基本法の改正により、国は19年度から特別支援教育の充実のための交付税措置を講ずることを受け、17名分、金額にいたしまして2,040万円を予算要求いたしました。結果としてゼロ査定となったものでございます。このことを受けまして、教育委員会では児童生徒の悩み相談活動をする市派遣のスクールカウンセラーの方々については、従来相談活動だけやっていたわけでございますが、この方たちに支援を要する子供への個別指導にも当たらせたいということで現在考えてございます。また、特別支援学級の担任や養護の先生の協力を得ること、教職員に対し特別支援教育の研修会の実施を行ってまいりたいと考えております。また、児童生徒支援員として、昨年県から6名の加配があったことから、昨年並みの加配が実現できるよう、現在県の方に要望してございます。国の予算措置が用途が明らかでした補助金であれば、こういう問題がなかったと思っておりますが、このことにつきましては後ほど財政当局の方からも答弁があるものと思っております。

次に、小体連の件でございますが、子供たちがスポーツを通じ、豊かな心と友情をはぐくむことを目的に、例年小体連陸上大会を開催しております。39回目となる大会は、昨年の9月7日、つがる克雪ドームで五所川原、金木、市浦地区の小学校6年生672名が一堂に会して行われております。教育委員会では、この大会に要する経費として、市内小学校体育連盟に対し90万の補助を行っているところでございます。しかし、19年度につきましては、学力向上にかかわる学力検査費だとか教員の指導力向上のための研修費等、どうしても削れない事業があり、マイナス10%のシーリングの中では、やむなく小体連の補助金の計上を見送ったところでございます。今後につきましては、内部で検

討いたしまして、できるだけ早い機会にこれが再開できるよう努力をしてみたいと、こう思っております。

それから、もう一点、十三湊の件でございますが、十三湊遺跡は平成17年7月14日に国史跡指定を受け、18年度、19年度の2カ年で中世の景観を今に残す貴重な遺跡であることから、現状の景観を破壊しないよう、十三湊遺跡管理計画を策定することとし、さらに2月26日、今年度の策定会議を開催したところでございます。先ほど議員の方からお話しありましたように、委員長には村越潔弘前大学名誉教授になってございます。しかしながら、19年度予算につきましては、市財政健全化計画の初年度に当たる極めて厳しい財政状況であることから、予算がつきません。今後につきましては、新年度の既定予算の見直しの中で財源を捻出し、対応が可能かどうか、財政当局と今後詰めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 23番。

○23番（福士寛美議員） まず、特別支援員の配置について今説明をいただいたわけですが、予算がつかないので支援員の配置は見送らなきゃいけないと。そのかわりに、これまで実施してこられたスクールカウンセラーの方たちにその一部を担ってもらおうというようなことを考えているようでございますけれども、ただそのスクールカウンセラーの方に今までやってきたこと以外の仕事をお願いしていくということ、そういう状況になったとき、スクールカウンセラーの方たち、それをそのまま受けとめるのかどうかと。仕事の量がふえるわけでございますので、その辺のことも懸念するわけです。ただ、地方交付税措置がされた中で、どうしても削らなきゃいけないというその状況、これ先ほどの説明ですと、市内から23名の要望があったと。国の方からは17名分の交付税措置がなされるという状況の中で、その辺教育委員会の中ではどうにもならないのかわかりませんが、後でも結構ですので、財政の方でその辺についてどういうふうに見られたのか、ひとつ後でお願いしたいなというふうに思います。

そして、この子供たちというのは、今の時期しかないんです。できるだけいい環境で学習をさせたいという思いは、だれしも同じ。孟母三遷という言葉があります。孟子の母が自分の子供の教育のために、その住まいを3回も移して、いい環境のところに住ませたというような話ありますけれども、それと同じようなことで、今のこの小さい時期というのは、子供たちにとっていろんな、感受性の高い時期でございますので、最も大事にしてやらなきゃいけない、環境を大事にしてやらなきゃいけない時代だと思うんです。ですから、そういう意味でも、障害のある子供たちがクラスの中において、それに担任の先生が時間を割いたりしていると、普通の子供たちにもいろいろ学力向上に対し

て支障を来したり、そしてまたそれがだんだん、だんだん向上していった、学級崩壊とか、そういうことにつながるものが一番懸念されるわけですから、どうかひとつ、昨年まで県の単独予算で6名の加配があったと、それを今年度も県の方をお願いしていくというようなことですので、どうぞ市長も先頭に立って、その辺、県の方をお願いしていただきたいと思いますというふうに思います。

そして次に、小体連の件なんです、この小体連、体育会に子供たちが出るということになると、子供の親はもちろんです。私たちがそういう時代がありました。子供の親、そして孫じいさん、孫ばあさん、親戚の人にも声をかけて、大会を見に行っただけです。応援したものです。そういう楽しみもまたなくなるわけですから、それとあわせて、小体連は学区を超えて、そこで一堂に交流するわけですから、そして、ある先生がこんなことを言っていました。学区を超えての交流の中で、お互いに仲よくなって文通をし始めたという話も聞いたことがあります。体育の向上だけでなく、そういう情操にもつながる部分も持ち合わせているというふうに思うので、この小体連の中止については、大変残念に思ったわけでありまして。そして、昨年5年生の子供、来年は自分は学校を代表して小体連で走ると、頑張るとかという思いで一生懸命練習してきた子供もあると思うんです。それが中止ということになると、その子供の抱いていた夢や希望というものも、もうそこで失墜させることになるし、どうかひとつこれから新年度の予算の見直しの中でいろいろ検討して、再開に向けていきたいという教育長の職務代理人、葛西部長の方からの説明がありましたので、全庁でもって検討して、どうか小体連開催に向けてほしいというふうに思います。

それから、十三湊の件ですけれども、これ現在というものは過去があって、歴史があって、今があるわけでありまして。古きをたずね新しきを知ると、温故知新という言葉がありますけれども、このことはこれからも大事にしていかなければいけないことの一つでありましょう。ことしは、十三湊にかかわりまして、成果をまとめ上げて、そしてその報告をするという手だてを今までずっと、去年から講じてきたような話も伺いました。それが断念するというようなことはまことに残念なことでありまして、どうかひとつもう一度、先ほどの教育部長の話ではないですが、新年度予算の見直しの中で再検討してもらえればありがたいというふうに思います。平成17年の7月に十三湊遺跡が国史跡指定を受けました。そしてまた、ここは中世後期の北日本を代表する全国有数の港町なわけでありまして。そしてまた、五所川原市の東部の方には五所川原市の須恵器の窯跡、これは日本最北端の窯跡として平成16年に国史跡指定を受けているわけですから。このような古代の文化が栄えたこの地を我々は誇りに思う心、それを大事にして、どうか十三湊

遺跡に関して、遺跡にかかわる事業に関して、復活をしてもらいたいなというふうに思います。そしてまた、私はこういうことがどんどん、どんどん評価を得て、この県内、地域内はもちろん、県外からも注目されるようになってくると、五所川原市への集客、誘客につながるわけでありまして、それが今度また五所川原市内でとれた物産の販売にもつながっていくという、五所川原全体の活気をもたらすことにつながるわけですので、どうかひとつ再検討を要請したいと思います。

次に、農業問題について一つ、市長さんからトマトも有力な作物というふうに考えているという言葉いただきました。生産量の拡大に努めてまいりたいと。そしてまた、加工による付加価値、これをもいろいろこれから検討してまいりたいというお言葉をいただきましたし、販売戦略についてもこれから考えてまいりたいと。この販売戦略について、少し具体的にどういうふうなことが考えられるのか、考えているのかお伺いしたいと思います。

そして、青森県を見ますと、知事のトップセールス、これがだんだん、だんだん定着して、3年目になる。そういうことによって、県内の量販店、スーパー、そしてまた首都圏でもいろいろ評価しつつあるというようなお話を伺ったりもしております。その辺をも踏まえて、平山市長の思いをひとつ御披露いただければというふうに思います。

そして、有力な作物というふうに考えているわけでございますので、これをさらに進めていくために、やっぱりこれまでは県から25%の、施設、パイプハウスに対する補助がありました。それに当市では10%のかさ上げをしてやってきたわけです。財政が大変厳しいという状況は十分承知しておりますけれども、農家の人たち、今疲弊してしまっているわけです。そして、ごしょがわら市農協の部分だけでちょっと伺った話によりまして、去年の9月でこういうパイプハウスなどを設置する農家に希望をとるんだそうです。とって、そのときに5名の応募者があったと。けれども、市からのその補助がかさ上げがゼロという話を聞いた時点で3名が撤退したんだそうです。そんなことで、5名分であっても100万足らず、その辺だと市からの出費というのはそのぐらいなんです。だから、どうかひとつ市長のトマトを有力な作物と考えて、その生産の拡大に努めるために努力していくというようなことでもありますので、どうかひとつその辺、これから6月の補正でもこれはできないものかというふうに思うわけですが、ひとつその辺についても御答弁をいただきたいと思います。

そして、トマト農家、これは応募した人がほんの数名でございます。しかしながら、その数名であっても、そこに労力のある程度多く使うわけですし、高齢者の方や近隣の近くの方たちの手のあいている方たちを雇用するわけです。そういう雇用の創出にもつ

ながるということ、たったの数名というふうにとらえないで、その辺をもう一つお願いをしたい。そして、いい例が俵元の干しもちづくりなんですけども、あそこ冬場に、俵元の集落の方たちだけでは足りなくて、近隣の集落の人たちへも労力の提供をお願いしながらやっている。そして、いいお小遣い稼ぎになっているという実態を認識されて、どうかひとつこのパイプハウスに対する、施設園芸に対する支援をお願いを申し上げて、2回目の質問とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 答弁、市長。

○市長（平山誠敏） 福士議員の2回目の質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、平成19年度は財政健全化に向けた重要な年度であると思っております。当市にとって合併後の新市発展の基礎づくりを一層推進していかなければならない年度であることから、厳しい財政事情ではございますが、各種施策の推進を図る上で内容的に充実した予算となるよう配慮し、予算計上いたしております。地域の活力を高めて地域が発展していくためには、産業の振興は不可欠であると十分認識いたしております。

また、市の基幹産業でございます農林水産業を取り巻く環境は、国の農政改革等により厳しいと言われて久しいことも承知しております。予算編成を行うに当たっては、所要の財源を確保できない現実を踏まえて、従来にも増して各種事務事業の優先度、緊急度等による選択を行うとともに、市の持続ある発展を図るため、限られた財源の中で予算編成しておりますので、御理解を願いたいと思っております。

議員御提言の事業等につきましては、財政事情を考慮しながら、既存の他の事業も含めた上で緊急かつ重要な施策を見きわめ、財源確保の可能性を検討してまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者教育部長（葛西 皓） お答えをいたします。

第1点、スクールカウンセラーが従来の業務のほかに発達障害の業務もお願いできるのかというお話でございますが、これにつきましては既にスクールカウンセラーの先生方と協議いたしまして、発達障害の方の業務もお願いするというところで、今協議中でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 23番。

○23番（福士寛美議員） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

特別支援員なのですが、これ、他の市町村、近隣の市町村で構わないです。では、どういうふうに、ほかの方でもみんな財政状況が大変だと、五所川原市と大して変わらない状況にあらうかと思えます。ほかの教育委員会サイドではどういうふうな判断をして、ほかでもこの支援員について取りやめたと、予算を計上できなかったというところがあるのかどうか、ひとつお伺いしたいと思えます。

そして、カウンセラーによっていろいろ対応策をもう検討していると、そしてまた県の方にも加配のお願いもするというような状況等で、少しは気持ちも和らげられたわけですけれども、この予算でもって最初から100%カットというようなことに対して、現場の先生方、大変やる気などを失墜させているのではないのかなというふうに思ったりもしています。そしてまた、小体連の件もありますし、少しでも17名分のところを5名でも6名でも予算をつけてやると。だから、五所川原の場合、大変だからこれでやりくりしようというように思えるともなると思うし、そしてまた小体連についても、昨年度の当初予算で90万のところ60万にしたと、しょうがないと。じゃ、それこそ受益者負担ではないですけれども、それぞれが少しずつ辛抱したり、やりくりしたりして、小体連を開催していこうやということにもなると思うんです。そういうやる気を出させるためにも、ゼロというようなことに関しては、少し私も残念の度合いが高まって、今回のような質問をさせていただいたわけですので、どうか今後いろいろといい方向に向かっていくように御検討をお願いしたいと思えます。

それから、農業の問題ですけれども、税収を高めるということにつながる産業の発展なくして経済の再生はないというふうに思うし、これは市長も同じような思いだと思います。ですから、産業を発展させるために、大変疲弊している農業者の心を少しでも揺さぶるような施策、そして予算措置をしてもらいたいというふうに思うわけでありますので、どうかひとつ今後また新年度予算の見直しの中で幾らかでも考えてほしい、そして先ほども冒頭申し上げましたけども、今まで10%のかさ上げを6%でも7%、そして5%にしてでもいい、ゼロでない、それが欲しいと思えますので、よろしく御検討をお願いして質問を終わりますが、最後まとめて市長の方からひとつお言葉をちょうだいしたいというふうに思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） では、当市の財政は、当初予算において3年連続の空財源を計上するなど、非常に厳しい状況にあります。五所川原市集中改革プラン並びに五所川原市財政健全化計画を着実に実践し、効率的な行財政運営を確立するとともに、行財政基盤の安定化を図ることが喫緊の課題であると認識いたしており、これに全力を傾注している

ところでございます。これからの五所川原市を築いていくに当たっては、地域活力の創造、安心、安全の構築、参画型社会の実践の三つを公約に掲げており、このことが五所川原市にとって不可欠であるという思いに今も変わりはありません。この厳しい時代に市政をあずかる者として、その責任の重さを改めて感じますとともに、市政の推進に当たっては目の前の困難な状況を乗り越えるだけではなく、将来にわたって持続的な発展につながる基盤整備と新たな成長への道筋をつけるための施策を展開していかなければならないことも重々承知しております。しかしながら、各分野において課題が山積しており、予算の重点的配分もままならないほど財政が硬直化しておりますこともまた事実であります。今は公約の実現に向け、具体的な検討や十分な調査を進め、実行可能な施策は準備が整い次第、また巨額な財源を伴う施設整備などは、行財政改革がなし遂げられた時点で計画的に実行してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解、御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者教育部長（葛西 皓） 他市の特別支援員の配置状況はどうかという御質問でございますが、今手元に資料を持ってきてございませんが、つがる市が5名、黒石市が1名、それから青森、弘前市についてはそれぞれ15名程度だと思っております。詳細については、今手元に資料を持ってきてございませんので、後ほど届けさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） ー登壇ー

2番、社会民主党の井上浩です。初当選後の最初の一般質問に当たり、市議会壇上に送り出させていただきました多くの市民の皆様にご心より感謝申し上げます、通告に従い質問をさせていただきます。

第1の質問は、市長の公約と政治姿勢についてです。私は、人に尽くす、五所川原市に尽くす議会及び政治活動を実現したいと考えています。市民との間に透明で、何より市民のだれしものが納得できる真っすぐに筋の通った政治を不断の努力で維持し続けねばなりません。そのために、市政運営で最も重視されるべきは、情報公開と市民参加で、透明な行政の実現だと考えています。

さて、今議会では市長の公約でもありました財政健全化プランの策定と実践が五所川原市財政健全化計画及び2007年度一般会計当初予算となりました。貯金である基金が底をつき、実質の税収が伸び悩み、国から来る金も少なくなり、このままでは夕張市のよ

うに自治権の剥奪にも等しい財政再建団体に転落するので、今年度から5年間は前年1割カットの歳出削減ばかりか、払うべき人件費も3年間に限って減らすというものです。今議会の論戦で明らかとなったのは、厳しいときにこそ長い目で見て必要なことに出し惜しみをしてはならないということだと思います。その意味では、市長が前市長の政策を踏襲しつつ、優先的に必要と考えられる政策、施策と市民の考えとはいささか隔たりが目立つようでございます。とりわけソフト面での支出削減、負担増がお年寄りや子供たちを直撃している気がしてなりません。例えば中心地でのお年寄りへの湯っこのサービスは、単に入湯というだけではなく、その移転はお年寄りの憩いの場を奪うことであり、新たな利用のための条件整備及び利用のための支援に、もっともっと使っている人の身になって施策を進める配慮が必要ではなかったでしょうか。昨日議論されました金木地区の農業者トレーニングセンター廃止にも同様の懸念を感じます。財政改革に市民の知恵と力をおかりする、そのためにはきめの細かい情報公開と綿密な市民参加の工夫が必要です。

そこで、第1に、行政の情報公開実現についてお伺いします。その1は、市長の公約である徹底した情報公開について、これまでの市政を分析して必要なものは何であると判断されているかお伺いします。

その2は、公約に基づき、この8カ月間にどのように情報公開を実施し、今後具体的にどのような施策を実施されるのかお伺いします。

第2に、市民参加の行政運営についてお伺いします。市長は、公約として市民参加対話型の行政運営を掲げられましたが、この8カ月で具体化された施策はどのようなものか、また今後は具体的にどのような施策を実現されるのかお伺いします。

第3に、財政再建団体への転落回避についてお伺いします。その1は、転落回避、支出削減のための工夫を市民にも直接相談して、市民の知恵をおかりする考えはありませんでしょうか。

その2は、そのために市の財政現状をわかりやすくまとめ、市内全域30地区ほどで市民対話集会を開くお考えはないでしょうか。

第2の質問は、中心市街地活性化策についてです。市長は、1999年10月の県議会第219回定例会で、今回改正前の1998年7月に施行された中心市街地活性化法について一般質問され、中心市街地活性化の問題はハード、ソフト両面からの対応が不可欠であり、シャッターの閉まった廃虚のようなまちをねぶたが運行している状態を想像すると、慄然といたしますと指摘されました。翌2000年10月には、五所川原市中心市街地活性化基本計画が策定され、2004年4月には立佞武多の館がオープンし、空き店舗、未利用地の集約

化、再編成を目指す大町二丁目地区区画整理事業が本格化したものの、中心商店街の顕著な空洞化を克服するのはこれからの課題となっています。大町二丁目地区活性化について、郊外大型店とは異なる周遊して楽しめるまちがうたわれていますが、各種事業計画が現在検討されている状況です。しかし、まちづくり三法が見直された議論の中では、自治体をもっとイニシアティブをとって振興策を進めるべきことが強調され、とりわけ中心市街地活性化法改正の議論では、多様な都市機能の中心市街地への集約が強調されました。私は、その中でも中心市街地への住宅供給を促進するための支援としての国認定の基本計画に対するマンション建築費用の助成など、街なか居住の推進に注目をいたしております。この2月に第1号として国に認定されました青森市中心市街地活性化基本計画でも、街なか居住の推進として高齢者への都心居住を強調しているところです。大町二丁目地区活性化事業計画の中でも高齢者用アパート、マンションの整備にもプロジェクトとして積極的に協力する、あるいは区画整理地区全体で借り上げ公営住宅等を経営する事業共同組合を設立し、小規模な有料住宅を全体として一事業にみなすなどが検討をされています。市の人口はふえないのに、郊外に小規模民間住宅団地が次々に造成されていく現状を見ますと、中心市街地での高齢者向け集合住宅の需要について、詳細に検討すべきと考えます。

そこで、第1に、中心市街地活性化協議会と中心市街地活性化基本計画認定についてお伺いします。その1は、昨年10月に市内に新たな中心市街地活性化基本計画策定を検討するために設置した委員会での検討状況と今後の計画についてお知らせください。

その2は、昨年11月に市商工会議所等が五所川原市中心市街地活性化協議会準備委員会を発足させましたが、協議会の設立めどと今後の計画についてお知らせください。

第2に、大町二丁目地区活性化についてお伺いします。同地区活性化のために同地区あるいは周辺での街なか居住の推進策についてお伺いします。

第3の質問は、談合防止対策についてです。言うまでもなく、談合はいかなる理由があろうとも、住民の利益に反する刑法上の犯罪です。地方自治法でも業者を限定しない一般競争入札が原則ですが、これまでの社会民主党の一般競争入札導入の重ねての主張に対して、市当局は事務処理が煩雑などの理由で退けてきました。ところが、このたび総務省により地方公共団体における入札契約適正化支援方策についてが取りまとめられ、去る2月23日に公表されました。それによりますと、すべての地方公共団体において、一般競争入札を導入することと、直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、当面1年以内に取り組み方針を定め、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施するとあります。昨日の本議会での答弁では、情報収集に努め、

必要な条件の整備を進めるということでしたので、五所川原市におかれましても速やかに実施されるよう期待するものです。

ところで、青森県の入札監視委員会の議事概要を見ますと、「公共工事入札契約適正化法では、審査体制の整備等を図りつつ一般競争入札を拡大する等の項目がある一方で、官公需法により地元中小企業の受注機会の確保が要請されていることにも配慮する必要があります」とされていますように、こうした考え方が常識となっています。しかし、公共工事入札契約適正化法第3条第3項で入札及び契約からの談合、その他の不正行為の排除が徹底されることとされているにもかかわらず、その努力とは裏腹に、昨今地方公共団体職員も関与したいいわゆる官製入札談合事件が相次いでいます。このため、3月14日には入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。こうしたことから、市当局におかれましては、公共工事入札契約適正化法第3条2項で入札に参加しようとし、または契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されることについても、今後とも十分に配慮して取り組まれるようお願いいたします。

そこで、公共工事への一般競争入札導入について、以下質問いたします。その1は、本年2月に受け付けられました五所川原市競争入札参加資格審査申請のうち、建設工事の申請件数をお知らせください。

その2は、1に関連して、前年、前々年の建設工事の市内、市外別の申請件数と名簿登載件数をお知らせください。

その3は、前年、前々年の建設工事の一般競争入札及び指名競争入札等、入札方法及び金額別の件数をお知らせください。

その4は、すべての地方公共団体において一般競争入札を導入することとの総務省指導の具体化方策についてですが、これにつきましては昨日の本議会で答弁をされましたので、省略をいたします。

第4の質問は、戦争非協力策についてです。第1に、国民保護計画についてお伺いします。3年前の2004年9月に施行された国民保護法、すなわち武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、昨年3月には青森県国民保護計画が作成され、そして今月中には全国一千八百余の自治体とともに五所川原市国民保護計画が作成されようとしています。国民保護計画は、武力による紛争解決を前提とした体制であり、五所川原市民の生命、身体、財産を守るという五所川原市の基本的使命とは相入れないものです。まして保護法に基づき2005年3月に閣議決定をされた国民保護基本指針では、核兵器等の攻撃からの避難として、風下を避け、手袋、帽子、雨がっぱなどで

外部被曝を抑制し、口や鼻をタオルで保護し、内部被曝の低減に努めるとありますが、こんな方法で核攻撃から身を守れるはずもなく、茶番です。青森県国民保護計画では、核関連施設が集中立地する青森県の特徴から、武力攻撃等原子力災害への対処が独立項目とされましたが、攻撃対象とされる核関連施設を持たないことこそが最も簡潔な対処方法と言えます。そこで、五所川原市としては、万が一武力攻撃事態発生の可能性が生じた場合には、県及び国に対して平和的解決を強く求めるとともに、それ以上にそのような可能性が生じないように日ごろから平和行政を推進し、攻撃されないまちづくりを行うべきです。

そこで、五所川原市国民保護計画について2点お伺いいたします。その1は、同計画の策定状況及び五所川原市国民保護協議会でのこれまでの審議状況をお知らせください。

その2は、2005年12月に消防庁国民保護室が作成した市町村国民保護モデル計画素案には、原子力及び核関連の記述がありますが、五所川原市国民保護計画素案には同様の記述があるのでしょうか。あるとすれば、どのような内容かお知らせください。

第2に、無防備地区宣言についてお伺いします。国が進める戦争を前提とした計画づくりを進めるよりも、五所川原市は平和行政と平和教育を推進し、近隣諸国及び諸都市との友好関係の構築などを通じて、戦争の備えではなく、平和の備えを進めるべきです。その点で、1954年に近隣7町村の合併により誕生した五所川原市の発展が、1956年の国際連合加盟と、その翌年、1957年夏に開催されました五所川原市制施行3周年記念の青森県平和産業大博覧会開催を起点としたという市の先輩の皆様方の偉業に心より敬意を表するものです。世界の24カ国が参加した東北初の博覧会では、二度と戦争を起こすまいと、広島、長崎からも原子爆弾の惨禍を示す被爆の証拠品が展示され、市民の平和への決意が示されたことは、その後の五所川原市での核兵器廃絶平和都市宣言につながっていきました。ところが、2004年に有事関連のいわば戦争法がすべて出そろい、武力攻撃事態なる戦争状態を想定することにより、日本政府は非戦の国、戦争放棄から方針転換をしてしまいました。このため、政府は有事関連法策定とともに、戦争犠牲者保護条約の集大成であります1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書、議定書1を2004年に批准をしております。政府により戦争への道が開かれたとすれば、平和都市五所川原市として、いや、五所川原市民の生命、財産を守ることを第一の使命とする自治体としては、市民の平和的生存権保障のための新たな道を探すべきです。その新たな道の一つが同条約の第59条が示す無防備地区宣言を行うことにより、戦争から五所川原市が離脱するという道です。そのため、同条約の

第59条第2項で条件とされた軍隊を置かず、軍事行動を認めず、支援もしない都市づくりこそが五所川原市核兵器廃絶平和都市宣言の精神を具現化する道にほかなりません。

そこで、平和行政の推進について3点お伺いいたします。その1は、青森県平和産業大博覧会で示された平和への取り組みをどのように評価されるかお答えください。

その2は、五所川原市、金木町、市浦村合併後の核兵器廃絶平和都市宣言の取り扱いの経過と現状についてお知らせください。

その3は、ジュネーブ諸条約第1追加議定書第59条が示す無防備地区宣言を行うお考えはないかお答えください。

以上につきまして、市長、関係部長の御答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 井上議員の質問にお答えいたします。

井上議員御指摘のとおり、昨年7月に行われました市長選挙において、公約の一つに徹底した情報公開の実践を掲げております。これは、より大きな目的である参画型社会を達成するための手段として市民の皆様にお約束したものであり、情報公開の実践は情報公開条例や個人情報保護条例といった例規整備、ホームページの開設などといった提供体制の整備だけではなく、市民への積極的な情報提供とともに、市政を考えていただくための情報内容にあると考えております。いずれにいたしましても、市民参加の魅力あるまちづくりの前提として、単なる行政情報の提供にとどまらず、市民の方々が市政に興味、関心を抱くような情報提供こそが情報公開の実践と考えております。

次に、市長就任以来、市政現況の把握、喫緊の課題である財政健全化に向けた財政健全化計画の策定等、優先すべき課題に追われ、新たな情報公開施策についてはいまだその途についてはございませんが、財政健全化計画の策定の段階で骨子を公開するなど、折に触れ積極的な情報提供には努めてまいりました。今後は、集中改革プランにも記載される重要な市の政策形成、具体的な事務事業の実施に当たり、原案の段階で広く市民等から意見を求めていくパブリックコメント制度の導入などで、公約に掲げた徹底した情報公開による市民に開かれた行政の実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

また、市民参加、対話型の行政運営に対する井上議員の御質問にお答えいたします。参画型社会の実践に向けた公約として、徹底した情報公開の実践のほか、インターネット等を利用した市民の声が直接市長に届く行政運営、対話集会の開催なども考えており

ます。インターネットを活用した事例では、田中康夫前長野県知事が行っていた県民との直接メール対話や小泉首相から始まった内閣メールマガジンなどがございます。一方、対話集会の事例では合併前の3市町村で行われていた地域集会、町政、村政懇談会などがございます。小職としても、こうした先行事例を参考とさせていただきながら、公約として掲げた事項の実践に向けて鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

議員御質問の認定中心市街地活性化基本計画については、平成18年10月に庁内策定検討委員会を設置して取り組み始めてございます。検討委員会は、商工観光課長を委員長として各部署11課の係長級から成る構成員でもって、現在市街地の整備改善について、都市福祉施設の整備について、街なか居住の推進について等、るる検討してございます。また、中心市街地活性化協議会につきましては、商工会議所が中心になって平成18年11月に設立準備委員会を立ち上げ、新年度早々の設置を目指す予定であるというふうに伺ってございます。今後、策定中の総合計画や関係各課と調整を図りながら、また設立予定の協議会の意見を聴取し、平成19年度中の認定申請を目指しているところでございます。

次に、平成16年に開始されました大町二丁目地区土地区画整理事業は、平成18年度に仮換地指定、19年度からは建物移転補償が始まってございまして、事業が目に見えてきているところでございます。議員御指摘の中心市街地活性化と再生のためには、街なか居住を図るべきとの御提言でございました。中心市街地再生の推進に係る居住施設の整備につきましては、議員先ほどおっしゃられたように、国土交通省の支援措置がございまして、現時点では、中心市街地に公営住宅などの建設計画はございませんけれども、民間で住宅を供給しようとする場合などにつきましては、国の支援のもと、市においても積極的に協力していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 私から2点お答えいたします。

まず、財政再建団体への転落回避についてお答えいたします。議員御承知のとおり、当市の厳しい財政事情にかんがみ、収支均衡のとれた財政運営と不測の事態に対応し、かつ環境の変化に機動的、弾力的に対応できる行財政体質への転換を図るため策定いたしました財政健全化計画について、さきに議員の皆様へ説明、そして公表したところでございます。この財政健全化計画では、財政再建団体への転落回避を最優先課題としておりまして、自治権の剥奪にも等しい財政再建団体への転落回避の必要性を掲げてござ

います。

地方財政再建促進特別措置法では、昨日の花田議員の質問にもお答えいたしましたように、標準財政規模、当市の場合約150億円でございます。この20%以上の赤字が発生した市町村は、国が同意した財政再建計画に基づき財政再建を行わない限り、建設事業等の財源として地方債の発行ができないこととされております。この制度による財政再建計画は、国の指導のもと策定することとなりますが、その内容は住民税、使用料、手数料等の歳入につきましては徹底した値上げなどによる収入増、一方歳出につきましては事業の切り捨てを中心とした大幅な住民の負担増を強いられることとなります。財政再建団体、いわば自治体が破産した場合における住民サービスの低下、負担の増加という最悪の状態を避けるために財政健全化計画の実行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、談合防止対策に係る平成19年度の入札参加資格審査申請件数、それから前年、前々年の申請件数、前年、前々年の一般及び指名競争入札の件数と契約金額につきましてであります。一般競争入札につきましては、昨日の松野議員の御質問にもお答えしたとおり、また本日井上議員御照会のとおりでございます。そのように条件の整備に努めていきたいと思っております。

御質問の平成19年度の入札参加資格審査申請件数でありますけれども、2月いっぱいでの受け付けで、ただいま取りまとめしましたところ、市内業者222件、市外業者827件、合計1,049件であります。それから、18年度の申請件数及び名簿登録件数は、市内業者227件、市外業者763件、合計990件であります。17年度につきましては、市内業者232件、市外業者872件、合計1,104件となっております。

続きまして、18年度及び17年度の一般及び指名競争入札の件数と契約金額についてであります。18年度は、指名競争入札が150件で契約金額は25億3,500万円であります。17年度は、指名競争入札が131件で契約金額は33億3,500万円あります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○助役（山田晴雄） それでは、戦争非協力策について、私の方から3点ほどお答えをいたします。

議員御質問の青森県平和産業博覧会は、日本の国連加盟と昭和の大合併による旧五所川原市の市制施行3周年を記念して開催されたものでございます。経済波及効果など、さまざまな議論があるものの、原爆の落下をすることのない平和な世界をつくるという基本理念のもと、原爆禁止大会が開催されるなど、平和への取り組みを国内外に示した

ことは、大変有意義なことであったものと存じております。

次に、平和都市宣言についてでございます。合併前の五所川原市では、昭和61年9月に宣言し、以降日本非核宣言自治体協議会にも加盟してまいりました。本庁舎前には、同宣言の理念を記した看板も設置されております。本来こうした宣言は議会の議決事項であり、市町村合併を協議した五所川原地域合併協議会においても、各種宣言については新市発足後定めるものとする確認されているものの、現在は合併前と変わらない取り扱いをしているところであり、今後改めて本宣言を議決するかにつきましては、議員の皆様と協議してまいりたいと、このように考えてございます。

次に、無防備地区宣言については、ジュネーブ諸条約及び追加議定書に定められており、紛争当事国が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず禁止されております。しかし、本宣言は紛争相手国に宣言するものであり、戦時において行う宣言と解されます。また、本宣言の履行に伴う戦闘員の撤退等諸条件は、本来国が調整すべきような事由であります。よって、本宣言の実効性などもかんがみ、地方自治体のレベルで検討するものは非常に難しいものと、このように考えてございます。

それから、国民保護計画については総務課長より答弁申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤一郎） 総務課長。

○総務課長（高橋勇公） 引き続き、国民保護計画に関する御質問にお答えをいたします。

国民保護計画の策定状況及び国民保護協議会での審議状況についての内容の御質問でございました。この国民保護計画については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、市町村において策定が義務づけられているところであり、平成18年3月に青森県において国民保護計画が策定されて、これを受けて本市においても本年度策定に着手したところであります。具体的には、昨年10月に県担当部、防災消防課と協議をいたし、12月には青森県と事前協議を実施し、本年2月21日には五所川原市国民保護協議会を開催してございます。同協議会では、事務局が示した国民保護計画素案について審議され、字句、表現などで多少修正すべき箇所が指摘されたものの、その他については同計画素案を了承する旨の答申を得ております。この答申を受け、修正すべき箇所を修正し、2月23日には青森県知事に対し正式協議を行っております。今後の予定といたしましては、正式協議を経て今年度中に国民保護計画を策定し、6月議会においては法律の規定に基づき、議会の皆様に報告を予定してございます。

次に、消防庁国民保護室が作成したモデル計画には、原子力及び核関連の記述がある

が、当市の国民保護計画素案には同じような記述があるか、あるとすればその内容についてはどのような内容かという質問でございます。井上議員御案内のとおり、当市が策定した国民保護計画素案は、消防庁国民保護室が作成した市町村国民保護モデル計画がもととなっており、その内容、記述についても同モデル計画にほぼ沿ったものとなっております。よって、議員御質問の原子力及び核関連の記述については、当市の国民保護計画素案にも記述されてございます。具体的には、武力攻撃事態、緊急事態対処における攻撃手段の一つとして、また原子力施設へのテロの想定などを規定した内容となっております。武力攻撃事態への対処そのものが地方自治体の対処能力を超えているところであり、実際においては国及び県の指示を逐次仰ぎながら対処することになるものとは存じますが、本計画は地方自治体の最も優先すべき責務である住民の生命、財産の確保のための危機対処マニュアルであることから、モデル計画が想定したさまざまな事態について、当市でも記述を採用させていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 2回目の御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長の公約と政治姿勢の関係なんですけども、御答弁丁寧にいただいたと思っています。ただ、私が考えるには、お金がないから減らすというのは、案から計画もいただいているので、それは理解できるんです。ただ、実際に減らされる人、使っていて、利用していて、減らされる人のところとの意思疎通がどうしても欠けているような気がしてしょうがないんですよ。まず、情報が伝わってこない、これは議員としての責任もあると思います。だから、どうしても行政当局から情報がなかなか伝わりにくい。そして、伝わったときには、既にもうレールの上を走っていることが多い。そこら辺の情報公開の問題、そして同時に市民が行政のいろんな部面にきめ細かく参画をしていない現実がやはり議会でもさまざまな事象で、今議会でも何とかならないのかという、そういう話につながっていると思うわけなんです。ですから、私市長にお伺いしたいのは、情報公開と市民参加ということを、財政再建団体転落をするのは大変だと、これは市民だれしもが思っているわけわけですから、市民と一緒に情報を十二分に公開をして、市民の皆さんにも参画をしていただいて、一緒に市民に知恵を出していただいて、やはり夕張のようになったらみんな大変だと思っているわけですから、そういう努力を市長として考えていただけないかということなんです。

私も選挙戦で非常に痛切に感じたことが一つあります。それは、先日の報道でも岐阜

県の山県市議会で選挙公営は条例で廃止を可決をしております。こういうふうに財政が流れていく自治体もあるようであります。私が非常に感じましたのは、選挙で私も立候補いたしましたして、公営掲示板ございますよね。公営掲示板が、冬だという理由もあるんでしょうけども、市内に一斉に立てられました。同じ時期につがる市で選挙がありましたので、ポスターの公営掲示板見比べたんですけども、五所川原市の場合はほとんど同じ掲示板で、ほとんど同じように立てられていると。つがる市の場合は、それぞれのおうちの壁だとか、土蔵だとか、さまざまな形状を利用して、風向きも考えて、どう考えても五所川原市よりかは市民の御協力を得ながら、安上がりにはできているんじゃないかという気がしてしょうがないわけです。確かに、業者が一律にぼっと立てていくのと、1軒1軒の形状を相談をしながら立てるのでは、手間暇はかかるとは思いますけども、そこで市民がかかわって財政削減に協力をしていく、そのような参加の仕方というのがあるんじゃないかと思うんです。何か市は大変だ、大変だ、転落するぞという声は聞こえてくるんだけど、私は自身の生活感覚の中で、そういうものがなかなか伝わってこないし、参加する場所もないというところは、私は問題ではないかと。そこら辺について、再度で申しわけないですけども、市長の御答弁をいただきたいと。

それから、中心市街地活性化策なんですけども、経過と今後の流れはよく理解できるんですけども、私はやはりあそこは五所川原の顔として、ぜひ現在進められている方向が成功する方向へ行ってほしいと願っている一人であります。そのためには、やはりそこに人がいなければいけない。私、これ絶対だと思うんです。だから、そのためには、今の活性化法の改正も、どうやってもう一回中心地に人が住めるような状況をつくり出していくかということにかなり絞り込まれていますので、せっかく国からいろんな形で支援を受けながら区画整理をやっておられるわけですから、今さらにこれに、青森市は今認定第1号で進めていますので、五所川原市も人を中心地にもう一回多く住むような形の工夫を、今の段階から市が強力なイニシアティブのもとでしていただけないかなと思います。

それから、談合関係のちょっとデータについては、私の方が少し質問の中でそごを来した部分もありますので、質問と答弁がずれている部分については、私の方で了承をいたします。

それから、4点目の自治体としての平和策の問題なんですけども、市長として、国の流れは私もよくわかるんですけども、せっかく戦後の歴史、五所川原市の歴史の中で、世界各国とともに日本の戦禍の歴史を踏まえながらの平和のイベントをやったわけですから、そういう気持ちも引き継いで、これからの五所川原市で、五所川原市としての平

和政策を積極的に打ち出していかれるようお願いをして、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の御質問、まさに意思の確認、利用者の立場を考えながら、いろいろと調整とっていくべきだというお話だと思いますが、市長就任8カ月になりますが、確かにそういう面ではかなり不備があったなと反省しているところもございます。金木のトレーニングセンターの利用者の方々の問題とか、これから市民だけではなくて、基本的には市庁舎内での情報の連絡交換から、その他の市の設備を利用している方々との情報交換、これはやはりさらに密にしていく必要があると思っておりますので、新年度から対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、五所川原市そのものが平和宣言と申しますか、平和に取り組む必要があるのではないかというお話でございますが、平和という理念につきまして辞書などをひもときますと、平和とは戦争と対極にある状態で、人間が相互の恒常的な自由と秩序、安寧、安定などを実現している状態であり、貧困、飢餓、疾病、格差などが存在しない状態ということになっております。私なりに考えますと、戦争、テロなどがなくて、基本的な人権が保障されると申しますか、行動の自由、発言の自由、そういうものが保障されて、さらに凶悪な犯罪も、大規模な災害、事故などもなく、人々が安心して暮らせる状況、そういうものが平和なのかなという思いでございます。ただ、これまでの世界の歴史、日本の歴史を考えますと、なかなかそういう状況は難しい、むしろ私ら一人一人が平和のためになかなか努力をしていかなければならないのかなという思いでございます。平和を願う人々は、立場を超えてすべて共通なものだと思っておりますので、ぜひ恒久的な平和を願って、戦争のない、テロのない、凶悪な犯罪のない社会の実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） ちょっと答弁ないようですので、お願いにしますけども、市長の戦争は確かに理念ではなくて状態のことですから、平和の状態が続くように努力をする一環として、市の行政でも考えられることが私はあると思っておりますので、また今後も提案をするなりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、御答弁がないようですけども、中心地への特にお年寄りの方々が、例えばさっきも言いましたけども、近くに湯っこがあるから行って、それで憩いの場となると、そういうものは早急にやっぱり今の段階から考える必要があると思っておりますので、大町二

丁目の、大きく動かすときには、ぜひそれ自体、あるいは周辺での考慮をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって井上浩議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 11 時 30 分 散会

平成19年五所川原市議会第2回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成19年3月7日(水)午前10時開議

- 第1 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから議案第61号 市道路線の認定についてまで
-

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから議案第61号 市道路線の認定についてまで
-

出席議員(27名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 山田 善治 議員	5番 伊藤 永慈 議員
7番 成田 和美 議員	8番 鳴海 初男 議員
9番 古川 幸治 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 秋元 洋子 議員	19番 稲葉 好彦 議員
20番 磯邊 勇司 議員	21番 阿部 春市 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 福士 寛美 議員
24番 木村 清一 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三湊 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

欠席議員(3名)

4番 齊藤 一郎 議員	6番 吉岡 良浩 議員
18番 寺田 達也 議員	

説明のため出席した者(28名)

市長	平山誠敏
助役	山田晴雄
収入役	鳴海義男
財政部長	三上裕行
民生部長	木村一善
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志
建設部長	三橋俊一
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院 事務局長	蒔田弘次
水道事業所長	須郷純彦
教育委員長	阿部育也
教育長	
職務代理者	
教育部長	葛西皓
監査委員長	大野欽也
監査委員	高橋俊昭
選挙管理委員会 委員長	平野光雄
選挙管理委員会 委員長	木村隆一
農業委員会 委員長	太田昭市
農業委員 局長	鈴木正徳
総務課長	高橋勇公
財政課長	工藤静子
企画課長	岩川藤光
市民課長	春藤久正
保護福祉課長	須藤久男
農政課長	須島谷淳一
土木課長	白戸幸一

会 計 課 長 関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

- 副議長（三潟春樹） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。
-

◎日程第1 議案第2号から議案第61号まで

- 副議長（三潟春樹） 日程第1、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから議案第61号 市道路線の認定についてまでの60件を一括議題といたします。
総括質疑の通告はありません。
お諮りいたします。議案第3号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算から議案第28号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算までの26件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。
よって、以上の26件については全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。
ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。
次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案から議案第61号 市道路線の認定についてまでの34件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。
次に、本定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。
-

◎休会の件

- 副議長（三潟春樹） この際、お諮りいたします。
委員会審査及び議事整理のため、明8日及び9日並びに12日から14日までの都合5日

間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三淵春樹) 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会とすることに決しました。

なお、10日及び11日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る15日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○副議長(三淵春樹) 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時11分 散会

平成19年五所川原市議会第2回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成19年3月15日（木）午前10時開議

- 第1 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第2 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 第3 議案第30号 五所川原市副市長の定数を定める条例案
- 第4 議案第31号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例案
- 第5 議案第32号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例案
- 第6 議案第33号 五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案
- 第7 議案第36号 五所川原市部設置条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第37号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第38号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第39号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第41号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第42号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第43号 五所川原市教職員住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第44号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第52号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第17 議案第50号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館）
- 第19 議案第54号 町の区域の変更について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第20 議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例案
- 第21 議案第45号 五所川原市保育所における費用の支弁条例の一部を改正する条

例案

- 第22 議案第46号 五所川原市立保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第23 議案第47号 五所川原市子宝祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第24 議案第48号 五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第25 議案第49号 五所川原市ペット火葬場設置条例の一部を改正する条例案
- 第26 議案第51号 五所川原市立高等看護学院設置条例の一部を改正する条例案
- 第27 請願第1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第28 議案第35号 五所川原市駐車場設置条例案
- 第29 議案第55号 市道路線の廃止について
- 第30 議案第56号 市道路線の廃止について
- 第31 議案第57号 市道路線の認定について
- 第32 議案第58号 市道路線の認定について
- 第33 議案第59号 市道路線の認定について
- 第34 議案第60号 市道路線の認定について
- 第35 議案第61号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第36 議案第3号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第37 議案第4号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第38 議案第5号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第39 議案第6号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第40 議案第7号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第41 議案第8号 平成18年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第42 議案第9号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第43 議案第10号 平成19年度五所川原市一般会計予算
- 第44 議案第11号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第45 議案第12号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第46 議案第13号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算

- 第47 議案第14号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第48 議案第15号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第49 議案第16号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第50 議案第17号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第51 議案第18号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 第52 議案第19号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第53 議案第20号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第54 議案第21号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第55 議案第22号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第56 議案第23号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第57 議案第24号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第58 議案第25号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第59 議案第26号 平成19年度五所川原市病院事業会計予算
- 第60 議案第27号 平成19年度五所川原市水道事業会計予算
- 第61 議案第28号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第62 議案第63号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第63 議案第64号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第64 議案第65号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例案
- 第 3 議案第30号 五所川原市副市長の定数を定める条例案
- 第 4 議案第31号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例案
- 第 5 議案第32号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例案
- 第 6 議案第33号 五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例案
- 第 7 議案第36号 五所川原市部設置条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第37号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案

- 第 9 議案第 38 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 10 議案第 39 号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 40 号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 12 議案第 41 号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 13 議案第 42 号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 43 号 五所川原市教職員住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第 15 議案第 44 号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 16 議案第 52 号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 17 議案第 50 号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案
- 第 18 議案第 53 号 公の施設の指定管理者の指定について (立佞武多の館)
- 第 19 議案第 54 号 町の区域の変更について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 20 議案第 34 号 五所川原市生き生きセンター設置条例案
- 第 21 議案第 45 号 五所川原市保育所における費用の支弁条例の一部を改正する条例案
- 第 22 議案第 46 号 五所川原市立保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 23 議案第 47 号 五所川原市子宝祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第 24 議案第 48 号 五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 25 議案第 49 号 五所川原市ペット火葬場設置条例の一部を改正する条例案
- 第 26 議案第 51 号 五所川原市立高等看護学院設置条例の一部を改正する条例案
- 第 27 請願第 1 号 金木病院の救急体制復活に関する請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 28 議案第 35 号 五所川原市駐車場設置条例案
- 第 29 議案第 55 号 市道路線の廃止について
- 第 30 議案第 56 号 市道路線の廃止について
- 第 31 議案第 57 号 市道路線の認定について
- 第 32 議案第 58 号 市道路線の認定について

- 第33 議案第59号 市道路線の認定について
- 第34 議案第60号 市道路線の認定について
- 第35 議案第61号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第36 議案第3号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第37 議案第4号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第38 議案第5号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第39 議案第6号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第40 議案第7号 平成18年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計補正予算
- 第41 議案第8号 平成18年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第42 議案第9号 平成18年度五所川原市水道事業会計補正予算
- 第43 議案第10号 平成19年度五所川原市一般会計予算
- 第44 議案第11号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第45 議案第12号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第46 議案第13号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第47 議案第14号 平成19年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第48 議案第15号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第49 議案第16号 平成19年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第50 議案第17号 平成19年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第51 議案第18号 平成19年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第52 議案第19号 平成19年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第53 議案第20号 平成19年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第54 議案第21号 平成19年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第55 議案第22号 平成19年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第56 議案第23号 平成19年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第57 議案第24号 平成19年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第58 議案第25号 平成19年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第59 議案第26号 平成19年度五所川原市病院事業会計予算

- 第60 議案第27号 平成19年度五所川原市水道事業会計予算
第61 議案第28号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
第62 議案第63号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
第63 議案第64号 人権擁護委員の候補者の推薦について
第64 議案第65号 人権擁護委員の候補者の推薦について
追加日程 議員辞職の件
-

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 山田 善治 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 伊藤 永慈 議員	6番 吉岡 良浩 議員
7番 成田 和美 議員	8番 鳴海 初男 議員
9番 古川 幸治 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 秋元 洋子 議員	18番 寺田 達也 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福土 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 瀉 春 樹 議員	28番 川 浪 茂 浩 議員
29番 工 藤 武 則 議員	30番 葛 西 収 三 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者(29名)

市 長	平山 誠 敏
助 役	山田 晴 雄
収 入 役	鳴海 義 男
財 政 部 長	三 上 裕 行

民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
經 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
行 財 政 改 革 推 進 監	越 前 正 一
金 木 總 合 支 所 長	福 井 定 治
市 浦 總 合 支 所 長	成 田 義 正
西 北 中 央 病 院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水 道 事 業 所 長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長 者 長	葛 西 皓
教 職 務 代 理 者 長	
教 育 部 長	
監 査 委 員 長	大 野 欽 也
監 査 委 員 長	高 橋 俊 昭
監 事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 會	平 野 光 雄
委 員 長	
選 挙 管 理 委 員 會	木 村 隆 一
事 務 局 長	
農 業 委 員 會 會 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 會	鈴 木 正 徳
農 事 務 局 長	
總 務 課 長	高 橋 勇 公
財 政 課 長	工 藤 勝 子
企 画 課 長	岩 川 静 子
市 民 課 長	春 藤 光 正
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳 一
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋 満 直
次 長	前田 晃
議事係 長	小林 耕 正
議事係 主査	飛鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第 1 議案第 2号から

日程第16 議案第52号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてから日程第16、議案第52号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案までの16件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 一登壇一

皆さんおはようございます。今定例会において、総務常任委員会に付託されました議案16件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は地方自治法の一部改正に伴い、つがる西北五広域連合規約の変更について専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるとの説明に対し、会計管理者の対応について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案であります。本件は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明に対し、旅費支給額の区分が分かれていた根拠について、日当が支給される旅行範囲について、職員の旅行時の宿泊料と日当について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市副市長の定数を定める条例案であります。本件は五所川原市副市長の定数を1名と定めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例案ではありますが、本件は市長等の給料月額の特例に関し、必要な事項を定めるため提案するものであるとの説明に対し、期末手当、退職手当の減額の取り扱いについて、特別職報酬審議会の開催について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例案ではありますが、本件は五所川原市職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるため提案するものであるとの説明に対し、職員における減額率について、合併に伴う給料是正について質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 五所川原市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案ではありますが、本件は地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため提案するものであるとの説明に対し、契約できる対象について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 五所川原市部設置条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は五所川原市の部の組織及び分掌事務を改めるため提案するものであるとの説明に対し、現在の部設置の経緯について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 五所川原市の総合支所設置条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は総合支所の分掌事務を規則で定めるため提案するものであるとの説明に対し、総合支所の苦情処理等の事務効率向上について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は地方自治法の規定に基づき、附属機関として五所川原市新エネルギービジョン策定委員会を設置するため提案するものであるとの説明に対し、策定委員会設置の意義について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は休息時間を廃止し、及び育児を行う職員の早出、遅出勤務について、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であ

りますが、本件は人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に基づき、職員の扶養手当の額を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は税務手当及び下水管きよ清掃等手当に関する規定を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は市税の証明手数料等を改めるため提案するものであるとの説明に対し、財政健全化計画との兼ね合いについて質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 五所川原市教職員住宅設置条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は旧金木町の教職員住宅9棟のうち、長期にわたり入居されていない8棟を廃止するため提案するものであるとの説明に対し、住宅の未使用状況の経緯について、廃止後の活用方法について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 五所川原市教職員住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は長期にわたり入居されていない教職員住宅を廃止することに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第52号 五所川原市財産区特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例案ではありますが、本件は嘉瀬財産区特別会計に和解による賠償金が歳入されたことにより剰余金が生ずることから、財政調整基金を設置するため提案するものであるとの説明に対し、和解に至る経緯について、設置する基金の活用方法について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第2号は承認、議案第29号から議案第33号まで及び議案第36号から議案第44号まで並びに議案第52号の15件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第17 議案第50号から

日程第19 議案第54号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第17、議案第50号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案から日程第19、議案第54号 町の区域の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長（伊藤永慈） 一登壇一

どうもおはようございます。本定例会で経済常任委員会に付託されました議案3件について、去る7日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

まず、議案第50号 五所川原市牧野設置条例の一部を改正する条例案について、本件は指定管理者である市浦畜産振興公社の業務に牧野の使用にかかわる料金である放牧料の9条を加え、また放牧料金については成牛、育成牛、子牛について一律100円増額と改定し、一体的な管理体制をするといった改正内容であるとの説明があり、改正による指定管理者費減額見込みや、放牧の現状等に対する質疑があり、説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について、本件は立佞武多の館の指定管理者について、公募から選定に至るまでの経緯及び選定基準等の説明があり、指定管理者の範囲は、他申し込み団体との差異について等に対する質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 町の区域の変更について、本件は圃場整備の施行により町の区域

の整備のため変更に至ったとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第50号、議案第53号及び議案第54号の3件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第20 議案第34号から

日程第27 請願第1号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第20、議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例案から日程第27、請願第1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案7件及び請願1件について、去る7日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例案について、本件は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設として五所川原市生き生きセンターを設置するために提案するものであるとの説明があり、施設の概要、運営形態、利用形

態等について、弾力的な運営について等の多数の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 五所川原市保育所における費用の支弁条例の一部を改正する条例案について、本件は児童福祉法の一部改正に伴い、所要の事項を改めるために提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 五所川原市立保育所設置条例の一部を改正する条例案について、本件は金木地区の4保育所を統合し、新たに金木保育所を設置するために提案するものであるとの説明があり、人員の配置予定、送迎方法と送迎バスの運営、変更の周知方法等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 五所川原市子宝祝金支給条例の一部を改正する条例案について、本件は子宝祝金の支給対象者及び支給金額を改めるため提案するものであるとの説明があり、第1子、第2子の支給の廃止及び第3子の支給額を増額する理由について質疑があり、また少子化対策を後退させないようにとの意見もあり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は缶類及び紙類等の一般廃棄物のごみ集積所からの収集または運搬の禁止を規定するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 五所川原市ペット火葬場設置条例の一部を改正する条例案について、本件はペット火葬場の使用料を改めるために提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 五所川原市立高等看護学院設置条例の一部を改正する条例案について、本件は五所川原市立高等看護学院の移転に伴う位置の変更等について、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書について、本件は一部事務組合である公立金木病院組合に関する請願であり、その構成市町である五所川原市に対して提出されたもので、公立金木病院においても医師の招聘については相当の努力をされており、また管理者である市長も各方面への陳情等を行っているが、残念ながら救急体制を維持するには至らなかったという現状を踏まえ、当委員会においてもその対策

についてはさらに検討が必要であるとの結論に達し、採決の結果、全員異議なく閉会中継続審査とすべきと決しました。

以上が本委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） ただいまの民生常任委員長報告のうち、議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例中第6条、使用料別表についてお伺いします。もとより市民に負担を求めます使用料は、議会の議決事件でございますが、お年寄りに対する入浴サービスについて、従来無料であったものが入浴施設使用料として新たに1人1日350円とされたことにつきまして、先ほどの委員長報告の中では運営形態、利用形態についての弾力的な運用についての御議論があった旨報告がございましたが、この件についてどのような審議がなされたのかお伺いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 五所川原市生き生きセンターの入浴施設の使用料については、当委員会においても質疑されましたところ、入浴施設の使用料の設定については、市内の民間業者また老人クラブ等の利用者の団体からも意見を聴取し、民間業者を圧迫しないように利用者に最低限の負担で利用していただくことから、この使用料の額を設定するに至ったとの答弁がありました。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対ですか、賛成ですか。

○2番（井上 浩議員） 反対です。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、社会民主党の井上浩でございます。ただいまの民生常任委員長報告のうちの議案第34号 五所川原市生き生きセンター設置条例中第6条、使用料別表のうちの入浴施設1人1日350円とされた点につき、常任委員長より審議の内容の御報告がございましたが、本件に関しましては先般の予算委員会の質疑で明らかとなったように、636万円の入浴施設使用料が見込まれております。確かに市内入浴業者等の御事情もありますが、

従来お年寄りに憩いの場を提供し、福祉増進を図るという重要な機能を果たしてきたことを考えますれば、新たにお年寄りに負担を求めるべきではなく、従来どおり無料にすべきという考えから、このことを含んだ議案第34号には、残念ながら反対をするところでございます。

その財源につきましては、まず第1に議員の報酬につきまして、議員の資格取得月より、現在の市議会議員報酬条例3条1項により月額払いとされておりますが、これを同条3項と同様に、議長、副議長がそうでありますように、就任日からの現日数による日割り計算とすることによって、大部分を捻出することができると考えております。ちなみに、2月16日からでございますと、半分と考えましても、約528万円ほどが捻出をできる。足りない部分につきましては、市長の退職金等にかかわる負担について補てんをすることによって、見込まれております636万円の入浴施設使用料は対応が可能と考えておりますので、そのようなことで、本件、議案第34号については反対をいたします。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これにて討論を終結いたします。

本件は起立により採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決されました1件を除く7件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された1件を除く7件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第28 議案第35号から

日程第35 議案第61号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第28、議案第35号 五所川原市駐車場設置条例案から日程第35、議案第61号 市道路線の認定についてまでの8件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案8件について、去る3月7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第35号 五所川原市駐車場設置条例案については、中心市街地の路上駐車 の解消を図り、円滑な自動車交通の確保をするため、道路法第24条の2第1項の規定に 基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場として、地方自治法第244条の2第1項の規定 に基づき公の施設として五所川原市上平井町駐車場を設置するものであるとの説明があ り、定期駐車券の取り扱い等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案の とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 市道路線の廃止については、一般県道福山・五所川原線石岡バイ パスの完成に伴い、当該バイパスと国道101号線を連結する市道3路線が一般県道福山・ 五所川原線に編入し、県道として管理されていくことから廃止するものであるとの説明 があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 市道路線の廃止については、十川河川改修事業に伴い、道路幅員、 道路延長に変更が生じたため、改めて市道路線として認定することから市道路線を廃止 するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきも のと決しました。

次に、議案第57号 市道路線の認定については、市内稲実地区において開発行為によ り築造された道路が寄附受納されたことに伴い、市道路線として認定するものであると の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第58号 市道路線の認定については、市内姥范地区において開発行為によ り築造された道路が寄附受納されたことに伴い、市道路線として認定するものであると の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号 市道路線の認定については、市内広田地区において開発行為によ り築造された道路が寄附受納されたことに伴い、市道路線として認定するものであると の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号 市道路線の認定については、議案第56号による市道路線の廃止に 伴い、改めて9路線を認定するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく 認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号 市道路線の認定については、一般県道福山・五所川原線石岡バイ パスの完成に伴い、議案第55号による市道路線の廃止及び県道への編入とあわせ、その

旧道となる区間について市に移管されることとなるため、市道として認定するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第35号、議案第55号及び議案第56号の3件は原案可決、議案第57号から議案第61号までの5件は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第36 議案第 3号から

日程第61 議案第28号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第36、議案第3号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算から日程第61、議案第28号 平成19年度五所川原市工業用水道事業会計予算までの26件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（稲葉好彦） 一登壇一

去る7日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私稲葉好彦が、副委員長に伊藤永慈委員が選任され、翌8日及び9日の2日間にわたり、付託されました議案26件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、その他詳細につきましても省略させていただき、議案番号順に審査経過に述べられた質疑の主たるも

のを箇条的に申し上げますので、御了承をお願いいたします。

最初に、議案第3号から議案第9号までの平成18年度各補正予算7件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成19年度五所川原市一般会計予算であります。歳入では、まず臨時財政対策債について、市税の税源移譲の内容について、固定資産税の増額理由について、地方譲与税及び国庫支出金の減額理由について、配当割交付金の内容について、地方交付税について、生き生きセンター使用料の積算根拠について、市有地及び市有建物貸付料について、有価証券売却収入の内容について、むつ小川原地区産業振興プロジェクト支援助成金について、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金の内容について、市債の内容等についての質疑があり、また歳出においては歳出予算編成の考え方について、解体工事について、選挙費用の経費節約及び開票時間短縮について、生き生きセンター管理委託料及び予防接種等委託料の内容について、転作の進捗状況について、木質バイオマス供給施設整備事業費補助金について、五所川原市中心市街地活性化基本計画策定調査委託料について、すくすく子育て支援について、図書購入費の過去10年間の実績について、弓道場整備工事費の内容について、給食賄材料費地元供給等について質疑があった後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。国保税の積算根拠について、国保税の滞納状況について、歳入不足補てん財源の今後の見直しについて、保険財政共同安定化事業拠出金の内容等について質疑があった後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号から議案第14号までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計予算についてであります。介護保険料について、介護予防支援業務委託料及び介護予防サービス給付費の内容について、包括的支援事業委託等について質疑があった後、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号から議案第25号までの10件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成19年度五所川原市病院事業会計予算については、駐車場の確保について、一時借入金の計上について、前年度未収金の内容等について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成19年度五所川原市水道事業会計予算については、さしたる質

疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第3号から議案第28号までの26件は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第62 議案第63号から

日程第64 議案第65号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第62、議案第63号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算から日程第64、議案第65号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

提案理由の説明に先立ち、一言御報告申し上げます。

報道により御案内のこととは存じますが、小職は去る3月2日、総務省を訪問し、さらなる行財政改革推進のための人材として、当該事務につき知識、経験を有し、改革に熱意のある同省職員を派遣していただきたい旨要請をしてまいりましたところ、先方が前向きに検討するとのことから、好感触を得ており、鋭意派遣に向けて手続を進めてお

ります。正式には、総務省の人事異動内示が3月23日とされており、その時点で具体的な人物が明らかになることとなりますので、現時点では以上で報告にかえさせていただきます。

続きまして、本定例会に追加提案いたしました議案の概要について御説明いたします。議案第63号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に590万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ279億4,487万4,000円とし、一時借入金の借り入れの最高額に20億円を追加し、同最高額を55億円とするものであります。平成18年度の一般会計一時借入金は、その最高額を35億円としておりましたが、第一中学校新築工事、金木駅裏市営住宅新築工事ほか前払い金、部分払いなどで多数の大口の支払いがあり、3月9日現在で28億円の一時借入金が生じており、このまま推移すれば3月末の一時借入金額が最高額を超えることが明らかであるため、国、県の補助金、起債等の資金が収入されるまでの一時的な収支不均衡の解消方策として、取り急ぎ一時借入金の最高額を追加し、これに伴う利息相当額の補正を求めるものであります。

議案第64号及び議案第65号は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。橋本満里子氏及び芳賀久子氏の両氏をそれぞれ人権擁護委員の候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。追加提案理由の説明といたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております3件については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 日程第62、議案第63号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第63、議案第64号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれを推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第64、議案第65号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれを推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

◎日程追加の議決

○議長(齊藤一郎) 本日、寺田達也議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、寺田達也議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、寺田達也議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎追加日程 議員辞職の件

○議長(齊藤一郎) まず、その辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長(高橋満直) 辞職願

このたび一身上の都合により市議会議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます

平成19年3月15日

五所川原市議会議員 寺田達也

五所川原市議会議長 齊藤一郎様

○議長(齊藤一郎) お諮りいたします。

寺田達也議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、寺田達也議員の辞職を許可することに決しました。

この際、寺田達也君より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺田達也君の発言を許可します。

○18番（寺田達也議員） 一登壇一

議会最終日、議場を去るに当たり、発言の機会をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。

まずもって、私、寺田達也は、このたび来る4月8日に執行されます青森県議会議員選挙に立候補するため、本日ここに五所川原市議会議員の職を辞することと相なりました。この決断につきまして、さまざまな意見があることは存じております。私自身、せんだって市議会議員が行われたばかりであり、私を市議会議員へと後押ししてくださった多数の方々の期待を裏切ることになるのではないかと大変悩んだところでございます。会派、後援会の方々とともに熟慮に熟慮を重ねまして、むしろ県議会の場で汗をかくことによって、県議会議員として有権者の方々の期待にこたえていくことの方が、より一層ふるさと五所川原に貢献できるのではないかと結論に至った次第でございます。たとえどんな理由があろうとも、有権者の負託によりちょうだいたしました任期を半ばに議員の職を辞することは、大きく礼を失することは間違いなく、また私にとりましても断腸の思いでございます。これらも十分承知の上での決断でございますので、御臨席議員各位におかれましては、同じく政治の場に身を置く者同士として御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、議長を初め御指導、御鞭撻をいただきました議員諸兄におかれましては、今後とも五所川原のためにますます御活躍をなされますよう祈念し、また私も決意を新たに大志を実現すべく挑戦してまいることをここに皆様にお誓いを申し上げまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

これまで本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（齊藤一郎） 以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会に当たってのごあいさつを申し上げます前に、本定例会冒頭に申し上げた西北中央病院におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発症のその後の経過について一言御報告申し上げます。

昨日同院から受けた報告によりますと、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生は、厨房等の全面清掃、消毒等のかいもあり、毎日実施している発症者等調査の結果を勘案して、13日夕食から給食を再開しており、18日からは入院患者の面会も再開する予定であるとのことでした。現段階では、正式な終息宣言を行うまでには至っていないものの、ほぼ集団発症前の通常の病院業務に戻りつつあるということで、少々安堵しておりますが、今後も再発の防止に向けて同院を指導し、適宜皆様に対して報告してまいりますので、市民各位、議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。本定例会も齊藤議長を初め稲葉予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

また、本定例会においては、助役に山田晴雄氏、人権擁護委員の候補者に橋本満里子氏及び芳賀久子氏の3氏をそれぞれ満場一致をもちまして選任、推薦をいただき、重ねて御礼申し上げます。特に新たに就任された山田助役には、行財政改革を初めとする市政の諸課題への取り組みについて、これまで総務部長として培ってこられた知識、経験に基づく手腕をいかに発揮していただくよう激励を申し上げるとともに、御臨席の議員各位からも新助役に対して格別の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、予算審議を通じて既に御案内のとおり、当市は平成17年度以来3年連続して財源不足を抱えての予算編成を余儀なくされているところであります。平成17年度は、年度途中での事務事業の見直し等により、辛うじて決算時点では剰余金を生じさせることができましたが、今年度末には赤字決算が避けられない見込みであり、当市はこれまで以上に危機的な財政状況にあると申し上げても過言ではないと存じております。

このような中、小職は国家による自治権の剥奪にも等しい財政再建団体への転落だけは何としても回避しなければならないと考え、去る2月23日に五所川原市財政健全化計画を策定するに至りました。この計画は、先般御説明申し上げたとおり、平成19年度から平成23年度までの5年間で、平成19年度末で7億円にまで拡大すると見込まれる累積

赤字を解消し、以後は歳入の範囲内で必要な歳出を賄ういわゆる収支均衡のとれた財政運営を行うとともに、絶え間なく変遷する行政需要に機動的、弾力的に対応できる行財政体質へ転換することをねらいとしたものであります。

しかしながら、ただでさえ交付税、国庫補助金等依存財源の増加が見込まれる状況になく、自主財源としての市税についても直ちに増収を見込むことは困難であると考えられる中で、あえて行財政健全化計画を実行するわけですから、この計画を画餅に終わらせることなく所期の目的を遂げるためには、我々行政に携わる者がより適正で効率的な事務執行を心がけるのはもちろんのこと、議員各位を初めとする市民の方々にも市の置かれた厳しい状況の認識を共有していただくことが何よりも重要であると存じております。

今後、行財政改革を推進する過程においては、これまでの事務事業のあり方の抜本の見直しを伴うことを認めた上で、優先的に確保すべきもの、縮小、廃止せざるを得ないものにつき、どのような価値基準をもって行うかが課題であり、個々の改革項目の是非については、議会において具体的な予算審議等を通じて御判断いただくことになろうと存じておりますので、どうかこの点につきまして議員各位の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、近年まれに見る雪の少ない冬が過ぎようとしておりますが、一たん天候が荒れますと真冬同然の寒さが戻ってまいります。議員各位におかれましては、どうか健康に十分留意され、市勢伸展のためますます御活躍くださいますよう心から祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成19年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月15日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

五所川原市議会議員 吉 岡 良 浩

五所川原市議会議員 成 田 和 美